

昭和十四年四月一日厚生省発職第二十六号

〔四一三一〕 厚生次官ヨリ各地方長官、各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件

今般国家総動員法第二十二條ノ規定ニ基キ勅令第三百一十一号ヲ以テ工場事業場技能者養成令ヲ制定公布セラレ来ル四月五日ヨリ施行相成ルベキ処右ハ時局ノ趨勢ニ鑑ミ現下最モ喫緊ノ要務タル軍需品ノ生産及生産力ノ拡充等ニ基ク技能者要員ノ供給ニ遺憾ナカラシメンガ為工場又ハ事業場ヲシテ技能者ノ養成ヲ為サシメントスルニ在リ各位ハ右制定ノ趣旨ヲ関係方面ニ徹底セシメラレ特ニ下記各項ニ留意シ指導監督其ノ宜シキヲ制シ以テ本制度ノ施行運用上ノ遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本令施行ニ関スル事務ハ警察部ノ主管ト相成居候ヘ共学務部ノ主管スル職業行政等ト密接ナル関係アルヲ以テ相互ニ緊密ナル連絡ヲ保持シ本制度ノ実施ニ関シ遺漏ナキヲ期セラレ度尚関係命令及告示等ニ付テハ本月四日公布ノ見込ニ有之候

記

一 令第二条但書ノ規定ニ依ル養成義務ノ免除ニ関スル件

令第二条但書ノ規定ニ依ル養成義務ノ免除ニ関シテハ工場事業場ニ於テ養成工タルベキ者ヲ得ルコト著シク困難ナル場合又ハ工場事業場ノ負担能力ガ本令ニ依ル養成ヲ行フニ堪エザル場合等工場事業場ニ於テ真ニ止ムヲ得ザル事情アル場合ニ限り之ヲ許可スル方針ナルヲ以テ貴官ニ於テ養成義務ノ免除ニ関スル許可申請書ヲ受理セラレタル場合ハ真ニ事情止ムヲ得ザルモノナリヤ否ヤヲ充分審査シタル上貴官ノ意見ヲ附シ当局ニ進達セラレ度

二 令第二条第二号ノ規定ニ依ル労働者二〇〇人未満五〇人以上使用工場事業場ノ指定ニ関スル件

令第二条第二号ノ規定ニ依ル年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時

二〇〇人未満五〇人以上使用スル工場又ハ事業場ノ指定ニ付テハ技能者養成ニ適スル施設ヲ有スルヤ否ヤ又ハ本令ニ依ル養成ニ堪エ得ルヤ否ヤ等ヲ考慮シ本令ニ依ル養成義務ヲ課スルモ差支ナシト認メラルルモノヲ成ルベク多数指定セントスル方針ナルヲ以テ常時貴管内ニ於ケル工場事業場ヲ調査シ本令ニ依ル養成義務ヲ課スルモ差支ナシト認メラルルモノアラバ貴官ノ意見ヲ附シ左ノ事項ヲ報告セラレ度

(一) 工場又ハ事業場ノ名称及所在地

(二) 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

(三) 工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ職種別員数

(四) 現ニ工場又ハ事業場ニ使用スル男子労働者ニシテ勅令第四

条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員数

(五) 工場又ハ事業場ニ於テ技能者養成ノ施設ヲ設ケ居ル場合ニ

於テハ其ノ施設ノ概要

(六) 資本金配当等当該工場事業場ニ於ケル負担能力ヲ推知シ得ベキ事項

(七) 其ノ他参考事項

尚二〇〇人未満五〇人以上ノ工場事業場ニ於テ单独ニテハ本令ニ依ル技能者ノ養成ヲ行フコト困難ナル場合ニ於テモ二以上ノ工場事業場ガ共同セバ本令ノ養成ヲ行フコトヲ得ル場合ニ於テハ共同施設ヲ設ケテ養成ヲ行ハシムル様指導セラレ度二以上ノ工場事業場ガ共同シテ本令ノ養成ヲ行フコトヲ適當ト認メラルル場合ニ於テハ当該各工場事業場ニ付前項各号ノ事項ヲ報告セラルルト共ニ

共同シテ設ケシメントスル施設内容等ヲ詳細ニ報告セラレ度

三 規則第三条但書ノ規定ニ依ル養成開始ノ時期ノ指定ニ関スル件
規則第三条但書ノ規定ハ三月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ於テ令第二条ノ規定ニ依リ技能者養成ノ義務ヲ生ジタル者ニ付翌年四月ヲ待タズシテ養成ヲ開始セシムルヲ適当トスル場合等ヲ予想シテ之ヲ設ケタルモノナル処貴官ニ於テ規則第三条但書ノ規定ニ依リ特ニ養成開始ノ時期ヲ指定セントスル場合ニ於テハ予メ左記事項ヲ具シ当局ニ稟伺セラレ度

(一) 工場又ハ事業場ノ名称及所在地

(二) 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

(三) 令第二条ノ事業ニ常時使用セラルル者ニシテ国民職業能力申告令第二条第一号ニ該当スル要申告者(技術者ヲ除ク)ノ種類別員数

(四) 特ニ養成開始ノ時期ヲ指定セントスル理由

四 規則第四条第一項ノ規定ニ依ル養成開始ノ員数ニ関スル件

規則第四条第一項中「令第二条ノ事業ニ使用セラルル……」トハ例ヘバ同一ノ工場ニ於テ令ノ適用ヲ受クル事業ハ令ノ適用ヲ受ケザル事業(例ヘバ化学工業ニ属スル事業)トヲ併セ行フ場合ニ於テハ当該工場又ハ事業場ノ要申告者(技術者ヲ除ク)ノ総数ヨリ令ノ適用ヲ受ケザル事業ニ使用セラルル要申告者ノ員数ヲ控除シ令ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル要申告者ノ員数ノミヲ養成人員算定ノ基準トスルコトヲ意味スルモノナル処要申告者ニシテ令ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルルモノナリヤ令ノ適用ヲ受ケザル事業ニ使用セラルルモノナリヤノ明カナラザルモノアルベシト思料セラルルモ斯ル場合ニ於テハ貴官ニ於テ事業主ト協議ノ上適宜令ノ適用ヲ受クル事業ニ使用セラルル要申告者ノ員数ヲ算定

セラレ度

五 規則第四条第二項ノ規定ニ依ル養成開始員数ノ指定ニ関スル件
規則第四条第二項ノ規定ニ依ル告示員数以上ノ員数ノ養成ハ当該工場事業場ニ於ケル負担能力又ハ技能者養成ニ関スル施設ノ状況若ハ当該工場事業場ニ於ケル技能者養成ノ必要性等ヲ考慮シテ成ルベク多数ノ員数ノ養成ヲ命ズル方針ナルヲ以テ常時管内ノ工場事業場ヲ調査シ告示員数以上ノ員数ノ養成ヲ命ズルヲ適当トスルモノアラバ貴官ノ意見ヲ附シ左記事項ヲ当局ニ報告セラレ度

(一) 工場又ハ事業場ノ名称及所在地

(二) 工場又ハ事業場ノ事業ノ種類

(三) 令第二条ノ事業ニ常時使用セラルル者ニシテ国民職業能力申告令第二条第一号ニ該当スル要申告者(技術者ヲ除ク)ノ種類別員数

(四) 令第二条ノ事業ニ常時使用セラルル男子労働者ニシテ令第四条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職

種別員数

(五) 工場又ハ事業場ニ於テ技能者養成ノ施設ヲ設ケ居ル場合ニ於テハ其ノ施設ノ概要

(六) 当該工場又ハ事業場ニ対シ規則第四条第二項ノ規定ニ依リ命ジ得ベキ養成工ノ員数(規則第四条第一項ノ規定ニ依ル員数ヲ含ムコト)

(七) 資本金、配当等当該工場事業場ノ負担能力ヲ推知シ得ベキ事項

(八) 其他参考事項

六 規則第五条ノ規定ニ依ル養成開始員数ノ減免ニ関スル件

規則第五条ノ規定ニ依ル養成開始員数ノ減免ニ関スル認可申請書

ヲ受理セラレタル場合ニ於テハ当該工場事業場ニ於テ規則第四条ノ規定ニ依リ養成スベキ員数ノ養成ヲ為スコト困難ナル事情ヲ成ルベク具体的ニ調査シ認可スルヲ適当ト認めラルルモノニ付テハ認可前予メ貴官ノ意見ヲ附シ認可申請書ノ写ヲ添付シ当局ニ稟伺セラレ度

七 規則第六条ノ規定ニ依ル養成工ノ養成廃止ノ認可ニ関スル件

規則第六条ノ規定ニ依ル養成工ノ養成廃止ノ認可ニ付テハ当該養成工ガ中堅職工タルノ見込ナキヤ否ヤヲ審査シ中堅職工タルノ見込アル者ニ付工場事業場ノ都合ニ依リ養成ヲ廃止セントスル場合ニ於テハ認可スルコトナキ様留意セラレ度

尚規則第六条ノ規定ニ依ル認可ハ規則第八条ノ規定ニ依ル養成工ノ員数ノ減免ニ関スル認可ト異ナルヲ以テ規則第六条ノ規定ニ依リ養成ヲ廃止シタル員数ハ養成員数ノ欠員トナルモノナルニ付留意セラレ度

八 規則第八条ノ規定ニ依ル養成員数ノ減免ニ関スル件

規則第八条ノ規定ニ依ル認可申請書ヲ受理セラレタル場合ニ於テハ養成ヲ開始シタル員数ニ付養成ヲ継続スルコト困難トナリタル事情ヲ成ルベク具体的ニ調査シ認可スルヲ適当ト認めラルルモノニ付テハ認可前予メ貴官ノ意見ヲ付シ認可申請書ノ写ヲ添付シ当局ニ稟伺セラレ度

九 令第四条第二項ノ規定ニ依ル養成工ノ年齢又ハ教育程度ニ関スル件

令第四条第二項ノ規定ニ依ル養成工ノ年齢又ハ教育程度ノ許可ニ付テハ令第四条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スル者ヲ得ルコト困難ナル場合又ハ養成セントスル技能者ノ種類ニ依リ令第四条第一項ノ規定ニ依ル者ヲ以テシテハ養成ノ目的ヲ達スル

コト困難ナリト認めラルル場合ニ限り許可スル様致サレ度
尚工場事業場ニ於テ令第四条第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スル者ヲ得ルコト困難ナルニ依リ令第四条第二項ノ許可ヲ与ヘラルル場合ニ於テハ将来中堅職工タルノ資質ヲ有スル者ヲ養成工トスル様指導セラレ度

十 令第六条第二項ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ニ関スル件

規則第十条第一号ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ニ付テハ当該実習工場ニ於テ養成工ヲシテ組織的基本実習ヲ行ハシムルモノニ付之ヲ認ムル様致サレ度当該実習工場ニ於テ普通ノ生産作業（現場）ト異ラザル作業ヲ行ハシムル場合ニ於テハ之ヲ認メラザル様致サレ度規則第十条第二号ノ規定ニ依ル養成期間ノ短縮ニ付テハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ限り之ヲ認ムル様致サレ度

(一) 養成セントスル技能者ノ種類ニ依リ養成期間ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナキ場合

(二) 従来相当期間本令ニ依ラズシテ養成シタル者ヲ本令ニ依ル養成工トスル場合

尚養成期間ノ短縮ヲ適当ト認めラルルモノニ付テハ予メ貴官ノ意見ヲ附シ申請書ノ写ヲ添付シ当局ニ稟伺セラレ度

十一 規則第十一条第二項ノ規定ニ依ル養成時数ノ短縮ノ認可ニ関スル件

規則第十一条第二項ノ規定ニ依ル中堅職工タルニ須要ナル知識ヲ授クルニ充ツベキ時数ノ短縮ニ関シテハ下ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ限り之ヲ認可スル様致サレ度

(一) 養成セントスル技能者ノ種類ニ依リ養成時数ヲ短縮スルモ養成上妨ゲナキ場合

(二) 従来相当期間本令ニ依ラズシテ中堅職工タルニ須要ナル知

識ヲ修習シ来リタル者ヲ本令ニ依ル養成工トスル場合

十二 令第七条第一項ノ規定ニ依ル養成計画ノ認可ニ関スル件

養成計画ノ認可ニ付テハ別紙養成計画作成要綱ニ準拠シテ之ヲ処理セラルル様致サレ度認可手續ニ付テハ本年ハ施行規則中附則ノ規定ニ依リ五月中ニ養成ヲ開始セシムル關係上四月二十日迄ニ認可申請書ヲ提出セシメ五月十日迄ニ認可手續ヲ完了スル様取計ハレ度

尚年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時一〇〇人以上使用スル工場事業場ニ於ケル養成計画ニ付テハ認可前予メ貴官ノ意見ヲ附シ認可申請書ヲ添付シ五月五日迄ニ当局ニ稟伺セラレ度

十三 令第七条第一項後段ノ規定ニ依ル養成計画ノ変更ノ認可ニ関スル件

養成計画ノ変更ノ認可ニ付テハ其ノ変更ガ別紙「養成計画作成要綱」ノ範囲内ニシテ且計画ヲ変更スルモ養成上妨ゲナシト認めラルル場合ニ限り之ヲ認可スル様致サレ度

十四 令第七条第二項ノ規定ニ依ル養成計画ノ変更命令ニ関スル件
養成計画ノ変更命令ニ関スル令第七条第二項ノ規定ハ当初ノ養成計画ヲ以テシテハ養成上妨ゲアリ且貴官ノ勸奨ニ依ルモ事業主ニ於テ変更ノ認可ヲ申請セザル場合ニ之ヲ発動スル様致サレ度

十五 養成施設ノ設置拡充ニ関スル件

養成指導員教室実習工場等ノ施設ハ技能者養成上必要ナル施設ナルヲ以テ養成計画ノ認可ニ当リ之等ノ施設ニ関スル計画ニ付充分審査セラルベキハ勿論養成計画認可後ニ於テモ之等ノ施設ヲ設置拡充セシムル様勸奨セラレ度養成施設ノ設置命令ニ関スル令第九条ノ規定ハ当該工場事業場ニ於ケル従来ノ養成施設ヲ以テシテハ養成ノ目的ヲ達成スルコト困難ナルノ状況ニアリ且当該工場事業

場ノ負担能力ガ養成施設ノ設置ニ堪ヘ得ルニ拘ラズ貴官ノ勸奨ニ依ルモ之ヲ設置セザル場合ニ於テ之ヲ発動スル様致サレ度

尚養成施設ノ設置ヲ命ゼラレントスル場合ニ於テハ命令前予メ貴官ノ意見ヲ附シ左ノ事項ヲ具シ当局ニ稟伺セラレ度

(一) 養成施設ノ設置ヲ命ゼントスル工場事業場ノ名称及所在地

(二) 当該工場事業場ノ事業ノ種類

(三) 当該工場又ハ事業場ニ於テ常時使用スル年齢十六年以上ノ

男子労働者ノ職種別員数

(四) 当該工場事業場ニ於ケル養成工ノ職種別員数

(五) 設置ヲ命ゼントスル施設ノ種類

(六) 資本金配当等当該工場事業場ニ於ケル負担能力ヲ推知シ得

ベキ事項

(七) 設置ヲ命ゼントスル理由詳細

十六 養成時間ノ制限ニ関スル件

令第十条ノ規定ニ依リ養成工ノ養成ハ他ノ法令ニ於ケル就業時間ノ制限内ニ於テ之ヲ行フベキモノナルヲ以テ年齢十六歳未満ノ所謂保護職工ノ養成ニ付テハ就業時間ニ関スル工場法ノ制限内ニ於テ之ヲ行ハシメラレ度

尚年齢十六歳以上ノ成年工ニ関シテハ其ノ就業時間ニ関シ本年五月一日ヨリ国家総動員法第六条ニ基キ工場就業時間制限令施行セラルベキニ付年齢十六歳以上ノ養成工ニ付テモ右制限令ノ範囲内ニ於テ養成ヲ行ハシメラレ度

十七 養成費用ノ負担ニ関スル件

令第十一条ノ「養成ヲ行フニ必要ナル費用」トハ養成ヲ行フ為ニ直接必要ナル左記ノ如キ費用ニシテ養成工ヲ寄宿舎ニ収容スル場合ノ食費等ハ包含セラレザルニ付留意セラレ度

(一) 養成指導員ニ関スル報酬

(二) 教室、実習工場等養成施設ノ建築並管理費及実習ニ要スル諸機械類ノ購入費

(三) ノート、教科書、標本其ノ他養成工ノ学習ニ要スル費用

(四) 工具、刃具、金属及非金属材料、減磨材(油類等)、燃料、電力、清掃具其ノ他養成工ノ実習ニ要スル費用

(五) 養成工ヲ学校又ハ他ノ養成施設ニ委託スル場合ニ於テハ授業料及通学ノ為特ニ増加スベキ交通費

(六) 特ニ養成工ノ制服ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ費用

尚令第十一条但書ノ規定ニ依ル許可ニ関シテハ工場事業場ノ負担能力等ヲ考慮シノート教科書等養成工ノ所有ニ帰セシムベキ物ノ費用ニ限り許可相成様致サレ度

追而養成ニ要スル費用ヲ養成工ニ転嫁セシムル為養成工ニ対シ特ニ低額ノ賃銀ヲ支給スルコトナキ様指導セラレ度

十八 令第十二条ノ監督上必要ナル命令ニ関スル件

令第十二条ノ「監督上必要ナル命令」ハ左記ノ如キ命令等ヲ予想セルモノニ付養成ノ監督上必要アリト認めラルル場合ニ於テハ隨時右規定ヲ発動セラレ度

(一) 養成ニ関スル毎週ノ時間割ノ作成

(二) 養成ニ関スル日誌ノ記帳

(三) 養成ヲ完了シタル者ニ対シ事業主ニ於テ終了証書ヲ授与スルコト

十九 常時実地指導監督ニ関スル件

技能者養成ノ実効ヲ挙グル為ニハ常時工場事業場ノ養成工ノ養成状況ヲ查察シ養成計画ニ基キタル養成ヲ行ヒ居ルヤ否ヤヲ監督スルト共ニ養成職種ニ応ジ適切ナル指導ヲ加フルノ必要アルヲ以テ

養成状況ノ指導監督ニ付遺漏ナキヲ期セラレ度

尚養成期間中及養成期間終了ノ際ノ養成工ノ技能ノ程度ヲ調査スルハ養成工ノ向上心ヲ鼓舞シ其ノ技能ヲ向上セシムル上ニ於テモ又養成ノ指導監督ヲ期スル上ニ於テモ極メテ有効ナルヲ以テ隨時養成工ノ技能ヲ調査スル様致サレ度

二十 令第十五条第一項ノ規定ニ依ル補助金ノ交付ニ関スル件

補助金交付ノ費目及手続等ニ関シテハ近ク補助規則ヲ制定公布セラルル予定ナルモ大体左記ノ費目ニ付補助金ヲ交付スル見込ニ付御了知置相成度

(一) 養成指導員

(二) 教室及其ノ附属設備

(三) 養成工ヲ学校其他ノ施設ニ委託シタル場合ニ於テハ其ノ委託費

二十一 養成工ノ供給ニ関スル件

本令ニ基ク技能者養成ヲシテ所期ノ目的ヲ達セシムル為ニハ将来中堅職工タルノ資質ヲ有スル青少年労働者ヲ養成ヲ行フベキ工場事業場ニ円滑ニ供給スルコト必要ナルヲ以テ管下ノ職業紹介機関ヲ督励シ高等小学校卒業児童ノ就職ヲ統制シ将来中堅職工タルノ資質ヲ有スル者ヲ本令ノ適用ヲ受クル工場事業場ニ対シ成ルベク優先的ニ供給斡旋スル様万全ノ措置ヲ講セラレ度

二十二 養成工ノ争奪防止ニ関スル件

本令ノ養成工タル者及養成工タリシ者ニシテ養成工タラザルニ至リタル日ヨリ六月ヲ経過セザル者ノ雇入ニ付テハ従業者雇入制限令ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケシメ其ノ争奪引拔等ヲ防止セントスル見込ナルヲ以テ管下ノ職業紹介所長ヲ督励シ養成工及養成工タリシ者ノ争奪及引拔等ノ防止ニ付遺漏ナキヲ期セラレ度

二十三 養成工ノ体育ニ関スル件

養成工ノ健康ハ中堅職工タルニ須要ナル条件ナルヲ以テ学科ノ教育又ハ実習等ノ傍適宜工場体操等ヲ実施シ養成工ノ体育ニ付特ニ留意セシムル様指導セラレ度

金属工業及機械器具工業ノ養成計画作成要綱

一 養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種（国民職業能力申告令第一号ノ指定職業中主トシテ金属及機械器具工業ニ従事スル職種）ノ内ヨリ当該工場又ハ事業場ヲシテ之ヲ選定セシムルコト

49	絶縁工	50	目盛工	51	木型工
46	自動車工	47	機装工	48	巻線工
43	精密組立工	44	機械組立工	45	航空機組立工
40	仕上工	41	電気組立工	42	電気通信機組立工
37	歯切工	38	特殊機械工	39	工具仕上工
34	平削工	35	形削工	36	フライス工
31	中グリ工	32	研磨工	33	ボール盤工
28	野書工	29	旋盤工	30	タレット工
25	銅工	26	配管工	27	鉄工
22	鉄木工	23	板金工	24	金属プレス工
19	填隙工	20	熔接工	21	製罐工
16	現図工	17	撓鉄工	18	鋸打工
13	鋳物工	14	鍛工	15	熱処理工
10	金属熔融工	11	操炉工	12	圧延伸張工
7	製銃工	8	製鋼工	9	非鉄金属製錬工
4	レンズ検査工	5	試運転工	6	分析工
1	金属試験工	2	実験工	3	機械検査工

二 養成工ノ職種別員数

養成工ノ職種別員数ハ当該工場又ハ事業場ノ必要ニ応ジテ適宜之ヲ定ムルコトヲ得ルコト

52	木工	53	造船工	54	電池工
55	光学ガラス工	56	製図手	57	メッキ工
58	塗装工				

三 養成工ノ詮衡方法

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成職業紹介所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ当該工場、事業場ノ従業者中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ詮衡採用スルコト

四 養成指導員ノ員数及資格

(一) 学科指導員

可成養成工一〇〇名ニ付一名ノ専任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養、中堅工タルニ須要ナル学科ノ教授等ニ当ランムルコト

右指導員ハ中等学校卒業程度以上ノ学識ヲ有スル者又ハ工場、事業場ニ於テ相当ノ経験ヲ有スル者タルコト、尚学科目、授業時数及養成員数ニ応ジ修身及公民科、普通学科及工業学科ニ付各相当員数ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 実習指導員

可成養成工二〇名ニ付一名ノ実習指導員ヲ置キ養成工ノ実習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ担当作業ニ関シ原則トシテ五年以上ノ実地経験ヲ有スル者ニシテ可成役付工又ハ役付工候補者タルコト

五 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ種目別授業時数

(一) 養成工ニ授クベキ学科ノ種目

養成工ニ授クベキ学科ノ種目ハ普通学科ト工業学科ト二分ツコト

(二) 普通学科ノ教授科目

普通学科ノ教授科目ハ国語、国史、数学及理科(物理及化学)トシ必要ニ応ジ、地理英語ヲ加フルコトヲ得但シ国語及国史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(三) 工業学科ノ教授科目

工業学科ノ教授科目ハ成ルベク製図、機械ノ要素、電気工学、材料、専門工学、力学、機械工作法、専門作業法及工業要項トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

前項(普通学科)ノ各教授科目ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計画中心に記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗其ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業学科教授要目ノ例(省略)

(四) 授業時数

各教授科目ノ授業時数ハ第一号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

施行規則等十一条第二項ノ規定ニ依リ授業時数ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在リテハ

第二号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

普通学科及工業学科ノ標準時数
第一号表

合計	工業学科							普通学科			合計	
	専門作業法	専門工学	工業要項	機械工作法	力学	材料	電気工学	製図	機械ノ要素	国史		国語
七二〇	五〇〇	八〇〇	八〇〇	三〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	七〇〇	二二〇	五〇〇	七〇〇
											(1) 二〇〇	(2) 一五〇
											(3) 一五〇	(2) 一五〇
											(1) 二〇〇	(2) 一五〇
											(3) 一五〇	(2) 一五〇

第二号表

学科	普通	学科	工業	学科	合計
国語	国史	数学	製図	機械ノ要素	合計 五五〇
(1) 二〇	(2) 一五	(1) 四五	電気工学	材料学	
(2) 一五	(3) 一五	(2) 四五	力学	機械工作法	
(3) 一五		(3) 一五	工業要項	工業要項	
			専門工学	専門工学	
			専門作業法	専門作業法	
			計	計	

(括弧内ノ算用数字ハ年度ヲ示ス)

(五) 養成工ノ実習種目及時数

養成工ノ実習ハ基本実習及応用実習トシ基本実習時間ハ可成

一〇〇〇時間、応用実習時間ハ四〇〇〇時間トスルコト

専門実習工場ヲ有スル場合ノ養成工ノ職種別基本実習要目ハ

可成左例ニ準拠シ工場又ハ事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適切ニ之ヲ定ムルコト

専門実習工場ヲ設ケザル場合ノ職種別基本実習ハ生産工場ニ於テ実施シ得ル範圍ニ於テ可成左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト

応用実習ハ当該工場、事業場ノ生産作業ニ従事セシメ養成職種ニ応ジ計画的ニ作業法ヲ体得セシムル様実習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本実習ノ例

一 旋盤工ノ基本実習(総計一〇〇〇時間)

内 訳 一 旋盤基本練習(計 七〇〇時間)

▲ 関係基本実習(計 三〇〇時間)

▲(一) ハツリ基本練習

- 1 姿勢
- 2 片手槌使用法
- 3 基本ハツリ動作
- 4 荒ハツリ
- 5 仕上ハツリ

▲(二) 鑄掛基本練習

- 1 姿勢
- 2 基本動作
- 3 大形鑄
- 4 中形鑄
- 5 小形鑄

▲(三) 旋盤使用基本練習

- 1 ベルト掛替操作
- 2 ハンドル操作
- 3 手送及自動送操作
- 4 心出シ心揉ミ
- 5 バイト取付
- 6 加工品取付(センタ及チャック)
- 7 其ノ他

▲(四) 計測器使用基本練習

- 1 パス
- 2 ノギス
- 3 マイクロメーター
- 4 限界ゲージ
- 5 其ノ他

(五) バイト焼入及研磨基本練習

(六) センタ仕事ニ依ル普通切削練習

- 1 加工品（丸棒）ノ心出シ及取付
- 2 丸削
- 3 段削
- 4 勾配削
- 5 ローレット掛ケ
- 6 荒削
- 7 中削
- 8 仕上削
- 9 手送及自動送
- 10 バイトノ選択及研磨

(七) センタ仕事ニ依ルネヂ切削練習

- 1 歯車組成
- 2 三角ネヂ
- 3 角ネヂ

(八) チャック仕事ニ依ル普通切削練習

- 1 加工品ノ取付
- 2 丸削
- 3 正面削
- 4 穴削（穿孔、リマ、勾配削）
- 5 突切
- 6 雌ネヂ切削
- 7 曲面削
- 8 荒削
- 9 中削
- 10 仕上削
- 11 手送及自動送
- 12 バイトノ選択及研磨

(九) 精密切削練習

- 1 マイクロメーター及限界ゲージニ依ル内外面切削
- 2 嵌合

▲(十) ボール盤基本練習

▲(十一) フライス盤基本練習

- (フライス盤専門実習工場ヲ有セザル時ハ生産工場ニ於テ実習指導員ノ実地説明ヲナサシムルコト)

▲(十二) 其ノ他

二 仕上工ノ基本実習（総計一〇〇〇時間）

内 訳 一 仕上基本練習（九〇〇時間）

▲関係基本実習（一〇〇時間）

(一) ハツリ基本練習

- 1 姿勢
- 2 片手槌使用法
- 3 基本ハツリ動作
- 4 荒ハツリ
- 5 仕上ハツリ
- 6 タガネノ焼入焼戻

(二) 鑪掛基本練習

- 1 姿勢
- 2 基本動作
- 3 大形鑪
- 4 中形鑪
- 5 小形鑪
- 6

半丸（丸）鑪

(三) タガネ、鑪ノ応用実習

- 1 油溝ハツリ
- 2 角柱
- 3 六角柱
- 4 丸角片

(四) 計測器使用基本練習

- 1 パス
- 2 ノギス
- 3 マイクロメーター
- 4 ダイアルゲージ
- 5 限界ゲージ
- 6 其ノ他

(五) キサゲ基本練習

(六) 孔明基本練習

(七) ネヂ立基本練習

- 1 ネヂ切り
- 2 ハンドタップ
- 3 ダイイス

(八) リーマ基本練習

- 1 ハンドリーマ
- 2 テーパーリーマ

(九) 弓鋸盤及弓鋸基本練習

(十) 研磨基本練習

- 1 卓上研磨盤
- 2 手持電気（空気）グラインダー

(十一) ケガキ基本練習

- 1 トースカン
- 2 軸ノ中心求メ方
- 3 ポンチ打方
- 4 型板使用ケガキ法

(十二) 寸法仕上応用実習

- 1 スパナ
- 2 センターポンチ
- 3 テストハンマ
- 4 ヤゲン台
- 5 パス
- 6 コンパス
- 7 ノギス
- 8 スコヤ
- 9 正五角鋸ゲージ
- 10 トースカン
- 11 手万力

(十三) 摺合練習

- 1 平面摺合
- 2 曲面摺合
- 3 球面摺合
- 4 勾配付曲面摺合
- 5 摺合定盤
- 6 ストレートエツヂ
- 7 軸受摺合

(十四) ラツピング練習

(十五) 植込ボルト練習

(十六) キー溝掘練習

(十七) 組立基本練習

▲(十八) 旋盤基本練習

▲(十九) 其ノ他

六 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部又ハ一部ヲ学校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ学科又ハ実習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル学校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且当該学校又ハ他ノ施設ニ於テ修習セシムベキ学科又ハ実習ノ種目並ニ其ノ種目別授業時数ガ前掲(四)(五)ニ定メタルモノ以上ノ場合ニ限り之ヲ認可スルコト

昭和十四年四月四日厚生省発職第二十八号文部省

発社第四十一号

厚生次官文部次官ヨリ各地方長官各鉱山監督局長

宛

(四一三一二)

工場事業場技能者養成令ニ基ク技能者ノ養成ト青年学校教育トノ関係ニ関スル件

今般国家総動員法第二十二條ノ規定ニ基キ制定公布セラレタル工場事業場技能者養成令ニ依ル技能者養成ハ青年学校ノ教育ト関係スルコト密接ナル処右兩者ノ関係ニ付テハ左記事項ニ留意シ指導監督其ノ宜シキヲ制シ以テ本制度ノ施行運用上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一 養成工ハ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成開始ノ際原則トシテ

年齢十四年以上十七年未満ノ男子ニシテ修業年限二年ノ高等小学校ヲ卒業シ若ハ青年学校普通科ノ課程ヲ修了シ又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ノ学力ヲ有スト認メタルモノナルコトヲ要スルヲ以テ青年学校本科ノ教育義務制ガ実施セラルル(昭和十六年度ヨリ実施セラルル見込)ニ於テハ養成工ノ年齢ニ該当スル者ハ原則トシテ青年学校本科ニ就学スベキ義務ヲ負フコトナルベキモ養成令ニ依ル養成工ニ付テハ養成中ノ当該期間青年学校ノ修身及公民科、普通学科及職業科ノ課程ヲ修ムル義務ヲ免除セラレ爾後ノ青年学校ノ学年ニ於テハ青年学校ノ普通学科及職業科ノ課程ヲ修ムル義務ヲ免除セラルル見込ナルコト

二 事業主ニ於テ養成計画ノ認可ニ関シ工場又ハ事業場ニ設置スル青年学校等ニ於テ本令ニ依ル養成ノ全部又ハ一部ヲ行フコトヲ申請セル場合ニ於テハ其ノ学校ニ於ケル課程ガ養成令ニ基ク課程ヲ充足シ且技能者養成上支障ナシト認メラルルトキハ之ヲ認可スルコト

三 青年学校ニ於テ養成令ニ基ク課程ヲ修ムル養成工ニ対シテハ青年学校ノ普通学科及職業科ノ課程ハ養成期間終了後ノ青年学校ノ学年ニ付テハ青年学校教育義務制実施後ト雖モ之ヲ課セラレザル見込ナルコト

四 一ニ基キ青年学校等ニ於テ養成令ニ基ク養成ヲ行フ場合其ノ監督及指導ニ付テハ関係部課ト連絡ヲ密ニシ双互扞格スルコトナキ様留意スルコト

尚養成令ニ基ク養成工ノ徳性涵養及養成工ニ授クベキ学科ノ種目並授業時数等ニ関シテハ左ノ各項ニ留意シ指導監督ニ遺憾ナキヲ期セラレ度

一 養成工ノ徳性涵養

養成工ノ徳性涵養ニ付テハ修身及公民ノ科目ヲ置カシメ其ノ教授訓練ヲ通ジテ之ヲ行ハシムルコト

修身及公民科ノ教授要目ハ青年学校ノ修身及公民科ノ教授及訓練要目ニ準拠シテ之ヲ定メシムルコト

二 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ種目別授業時数

(一) 養成工ニ授クベキ学科ノ種目

養成工ニ授クベキ学科ノ種目ハ普通学科ト工業学科トニ分ツコト

(二) 普通学科ノ教授科目

普通学科ノ教授科目ハ国語、国史、数学及理科(物理及化学)トシ必要ニ応ジ地理、英語ヲ加フルコトヲ得ルコト但シ国語及国史ハ毎年之ヲ課セシムルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

普通学科ノ各教授科目ノ教授要目ハ成ルベク青年学校ノ普通学科ノ教授及訓練要目ヲ参酌シテ定メシムルコト

(三) 工業学科ノ教授科目

工業学科ノ教授科目ハ製図、機械ノ要素、電気工学、材料、専門機械工学、力学、機械工作法、専門作業法及工業要項トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

前項ノ各教授科目ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計画ニ記載スルコトヲ要セザルモ成ルベク左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗共ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業学科教授要目ノ例

施盤工、仕上工ノ工業学科教授要目

科 目	教 授 要 目
製 図	投象図、機械製図法、機械ノ要素ノ画法、簡單ナル機械ノ見取、製図練習、其ノ他
機械ノ要素	機械ノ意義、工業ト機械、機械製作ノ要旨、部分品類、動力伝導装置、其ノ他
電 気 工 学	電気単位、電気回路、電気計器及測定、導体抵抗体及抵抗器、絶縁材料、磁石、直流電動機ノ構造、特性及取扱、交流電動機ノ構造、特性及取扱、三相交流電動機ノ特性及運転法、配電盤及電気機械ノ故障ト其ノ処理、其ノ他
材 料	鉄及鋼、非鉄金属、非金属材料、燃料減磨剤、其ノ他
力 学	速度及加速度、力、カノ図示法、カノ合成及分解、回転速度及トルク、質量及重量、重心、摩擦、仕事、馬力及ワット、応力及歪、応力ノ種類、応力歪線図、弾性及弾性界限、破壊応力ト安全係数並使用応力、機械部品ノ大サノ決定、其ノ他
機械工作法	鑄造、鍛造、熱処理、熔接、製罐、手仕上、機械仕上、限界ゲージ、刃具及工具検査、其ノ他
工業要項	安全教育、工場常識、工場組織、工数見積、工程管理、工場法、作業研究、原価計算、其ノ他
専門機械工学	工場事業場ノ製品ニ応ジ適宜定ムルコト(例へバ内燃機関、工作機械等)
専門作業法	養成職種ニ応ジ適宜定ムルコト(例へバ旋盤作業法、仕上法等)

(四) 授業時数

各教授科目ノ授業時数ハ第一号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト施行規則第十条第二項ノ規定ニ依リ授業時数ヲ五百五十時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場事業場ニ在リテハ第二号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

第一号表

学 科	科 目	時 数
普通学科	国 語	五〇
	国 史	五〇
	数 学	七〇
	理 学	五〇
	計	二二〇
工業学科	製 造ノ要素	七〇
	機 械ノ要素	五〇
	電 氣工学	四〇
	材 料学	四〇
	力 学	五〇
	機 械工作法	五〇
	工業要項	三〇

第二号表

合 計	時 数
専門機械工学	八〇
専門作業法	八〇
計	五〇〇
合 計	七二〇

学 科	科 目	時 数
普通学科	国 語	五〇
	国 史	四五
	数 学	六五
	理 学	四〇
	計	二〇〇
工業学科	製 造ノ要素	六〇
	機 械ノ要素	三〇
	電 氣工学	三〇
	材 料学	四〇
	力 学	四〇
	機 械工作法	四〇
	工業要項	一〇
	専門機械工学	五〇
	専門作業法	五〇
合 計		五五〇

(括弧内ノ算用数字ハ年度ヲ示ス)

東京府知事以外ノ各長官宛

記二ノ最後ニ

「前項ニ依リ青年学校ニ於テ工場事業場技能者養成令ニ基ク養成ヲ行フモノニ付テハ青年学校トシテハ学務部、工場事業場技能者養成令ニ依ル養成施設トシテハ警察部ヲシテ監督指導ニ当ラシムルコト」

ヲ入レル

東京府知事宛

記二ノ最後ニ

「前項ニ依リ青年学校ニ於テ工場事業場技能者養成令ニ基ク養成ヲ行フモノニ付テハ青年学校トシテハ貴官工場事業場技能者養成令ニ依ル養成施設トシテハ警視總監ニ於テ監督指導ニ当ルモノナルコト」

ヲ入レル

四ノ項ノ尚以下ハ之ヲ削ル

警視總監宛

記二ノ最後ニ

「前項ニ依リ青年学校ニ於テ工場事業場技能者養成令ニ基ク養成ヲ行フモノニ付テハ青年学校トシテハ東京府知事工場事業場技能者養成令ニ依ル養成施設トシテハ貴官ニ於テ監督指導ニ当ルモノナルコト」

ヲ入レル

鉱山監督局長宛

記二ノ最後ニ

「前項ニ依リ青年学校ニ於テ工場事業場技能者養成令ニ基ク養成ヲ行フモノニ付テハ青年学校トシテハ地方長官工場事業場技能者

養成令ニ依ル養成施設トシテハ貴官ニ於テ監督指導ニ当ルモノナルコト」

ヲ入レル

昭和十四年四月八日職発第三百四号

〔四―三―三〕

厚生省職業部長ヨリ

工場事業場技能者養成計画ニ関スル件

工場事業場技能者養成計画認可申請書用紙左記ノ通り別便ヲ以テ送付候条工場事業場ニ至急可然配付相成度尚養成計画ハ正副二通ヲ提出セシメラレ副本ハ年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時千人以上使用スル工場事業場分ハ四月一日発職第二十六号依命通牒左記十二ニ依リ認可前予メ稟伺ノ際添付セラレ度其ノ他ノ工場事業場分ハ認可後速ニ御送付相成度

記(省略)

昭和十四年四月十五日職発第三百三十三号

〔四―三―四〕

厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

工場事業場技能者養成令施行細則等ニ関スル件

工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル細則又ハ令第十二条ノ規定ニ基キ庁府県令ヲ制定シタル場合ハ公布後其ノ写ヲ添へ直ニ御報告相成度

昭和十四年四月十七日職発第三百三十七号

〔四一三一五〕

厚生省職業部長ヨリ各地方長官、各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル件
標記ノ件ニ関シテハ種々疑義有之様被存候処別冊ニ依リ処理相成様
致度

(別冊)

工場事業場技能者養成令第二条ノ指定事業解説

指定事業ノ分類ハ昭和五年十二月二十七日内閣訓令第三号ニ依ル国
勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類ノ小分類ヲ基礎トシテ作成セ
リ

一 一般の解説

(一) 工場、事業場ニシテ指定事業ト指定事業以外ノ事業トヲ併
セ行フ場合其ノ指定事業ガ当該工場、事業場ノ主タル事業ト
認メラレズ且指定事業ニ常時使用スル年齢十六年以上ノ男子
労働者ガ二〇〇人未満(又ハ五〇人未満)ノモノト雖モ指定
事業以外ノ事業ニ使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ数
ヲ合算シテ当該工場、事業場ニ於ケル男子労働者ノ総数ガ二
〇〇人(又ハ五〇人)以上トナル場合ハ令第二条第一号(又
ハ第二号)ニ該当スルモノトス但シ規則第四条第一項ノ規定
ニ依ル養成開始ノ員数ハ指定事業ニ使用スル要申告者ノ員数
ニ告示ノ比率ヲ乗ジテ得タル員数以上トス

(例) 紡織機械製造業ヲ主トスル工場ガ其ノ一部ニ於テ兵器ヲ
製造シ又ハ紡織機械製造業ト関係ナク一般鑄造業ヲ行フ
場合、紡織機械製造業ニ従事スル十六年以上ノ男子労働
者数ガ常時一五〇人、兵器製造又ハ一般鑄造業ニ従事ス

ル十六年以上ノ男子労働者数ガ常時七〇人ナル時ハ当該
工場、事業場ニ於テ常時使用スル十六年以上ノ男子労働
者ノ総数ハ二〇〇人以上ナルヲ以テ当該工場ハ令第二条
第一号ニ該当スルモノトス但シ養成ヲ開始スル養成工ノ
員数ハ兵器製造又ハ一般鑄造業ニ従事スル要申告者ノ員
数ノミニ厚生大臣ノ告示スル比率ヲ乗ジテ得タル員数
以上トス

又六乃至二十二ノ指定事業ヲ行フ為ニ一工場事業場内ニ
於テ鑄造、鍛造又ハ金属熔接ノ作業ヲ行フ場合ハ六乃至
二十二ノ指定事業ト三乃至五ノ指定事業トヲ併セ行フモ
ノトセス六乃至二十二ノ指定事業ノミヲ行フモノトス

(例) 原動機製造工場ガ当該工場ノ原動機製造工程ノ一部トシ
テ鑄造、鍛造又ハ熔接ノ作業ヲ行フ場合ハ其ノ鑄造鍛造
又ハ熔接ハ独立ノ事業ト見做サズ原動機製造事業ノ一部
トス

指定事業以外ノ事業ヲ営ム工場、事業場中ニアル鑄造、鍛造
又ハ金属熔接ノ作業ト雖モ他ノ工場、事業場ヨリノ注文ニ応
ジ鑄造品、鍛造品又ハ金属熔接品ヲ製造スル場合当該工場、
事業場ハ、三乃至五ノ事業ヲ営ムモノト見做ス但シ養成員数
ハ鑄造、鍛造又ハ金属熔接ノ事業ニ従事スル要申告者ノ員数
ニ厚生大臣ノ告示スル比率四〇%ヲ乗ジテ得タル員数以上トス

(例) 某紡織機械器具製造工場中ニアル鑄造作業場ニ於テ自家
用鑄造品ヲ製作スルト共ニ他工場ヨリノ注文ニ応ジ鑄造
品ヲ製作スル場合当該工場ハ鑄造業ヲ営ムモノト見做ス
但シ其ノ養成員数ハ鑄造ノ事業ニ従事スル要申告者ノ員
数ニ比率四〇%ヲ乗ジテ得タル員数以上トス

一、二、六乃至二十二ノ事業ヲ営ム工場、事業場中ニアル鑄造、鍛造又ハ金属熔接ノ作業ト雖モ他ノ工場、事業場ヨリノ注文ニ応ジ相当数量ノ鑄造品、鍛造品、又ハ金属熔接品ヲ製造スル場合、当該工場事業場ハ一、二、六乃至二十二ノ指定事業ト三乃至五ノ指定事業トヲ併セ営ムモノト見做ス從テ養成員数ハ各事業ニ従事スル要申告者ノ員数ニ夫々ノ告示比率ヲ乘ジテ得タル員数ノ合計以上トス

- (例) 某兵器及採鉱用機械製造工場ノ鑄造作業場ニ於テ自家用鑄造品ヲ製造スルト共ニ他ノ工場ヨリノ注文ニ応ジ相当数量ノ鑄造品ヲ製作スル場合、本鑄造作業ハ一ノ事業ト見做シ当該工場ハ七、八及四ノ事業ヲ併セ営ムモノトス
- (二) 指定事業ニ属スル工場、事業場ガ其ノ指定事業ヲ営ム上ニ直接必要ナル各種作業ヲ一貫シテ営ム場合ハ其ノ附属ノ作業ハ指定事業ニ含マレルモノトス

(例) 鉄道軌道車輛工場ガ車輛製造ノ必要上其ノ工場内ニ木型製造、塗装、木工、メッキ等ノ本来指定事業以外ノ事業ニ属スル作業ヲ行フ場合ハ是等ノ作業ハ独立ノ作業ト見做サズ車輛製造事業ニ属スルモノトス

(三) 部分品ノミヲ製造スル工場、事業場ハ当該工場、事業場ニ於テ製造スル部分品ガ金属製品又ハ機械器具ト認メラルモノナル場合ノミ本令ノ適用アルモノトス

(例) 航空機用プロペラ(木製ト雖モ機械器具ト認ム)ヲ製造スル工場ハ十七ノ航空機製造業ニ該当シ自動車用ゴムタイヤヲ製造スル工場ハ十八ノ自動車製造業ニ該当セザルモノトス

(四) 指定事業ヲ行フ工場、事業場ノ修繕工場ハ指定事業ヲ行フ

工場、事業場ノ一部トス

(例) 製鍊工場附属ノ製鍊用機械其ノ他ノ修繕工場ハ製鍊事業ニ含マルモノトス

指定事業以外ノ事業ヲ行フ工場事業場ノ修繕工場ハ指定事業ノ製品ノ修繕ヲ行フ場合ト雖モ純然タル当該工場ノミノ修繕工場ニ止マリ新造機械器具ヲ製作セザル限り指定事業ニ該当セザルモノトス

(例) 化学工場内ニ在ル修繕工場ハ其ノ工場ニ於テ当該工場ノ化学工業用機械ノ修繕ノミヲ行ヒ新品ヲ製作スルコト無キ場合指定事業ニ該当セザルモノトス

但シ其工場、事業場附属ノ修繕工場ト雖モ当該工場、事業場ニ使用スル機械器具ヲ新造スルコトガアリ或ハ他工場、事業場ヨリノ修繕ニモ応ズルコトガアリ且之等ガ指定事業ノ製品デアル場合ハ独立ノ事業ト見做シ本令ノ適用アルモノトス

(例) 製鍊所、化学工場又ハ炭坑ノ附属修繕工場ニシテ夫々ノ工場、事業場ニ使用スル機械器具及其ノ部分品ヲ新造スル場合ハ七又ハ十二ノ事業ニ該当スルモノトス

某鉱山附属ノ修繕工場ニシテ其ノ鉱山附属ノ製鍊所及附近ノ他鉱山ニ使用スル機械器具ノ修繕ヲモ行フ場合モ亦七ノ事業ニ該当スルモノトス

二 各事業ノ解説

(一) 一ノ金属製鍊業ニハアルミニウム、マグネシウム等凡テノ金属製鍊業ヲ含ム

(二) 二ノ金属圧延業ニハ各種金属線製造、金属箔製造、電線及針金製造、鋼索製造、絶縁電線及電纜製造ノ事業ヲ含マズ

(三) 三ノ鍛冶業及四ノ鑄造業ハ其ノ製品ガ主トシテ金属工業品

又ハ機械器具工業品関係ノ鍛冶業（又ハ鑄造業）ヲ行フ工場トス

建物、橋梁等ノ鉄骨ノ加工組立業、小刀、食器用ナイフ、鋏、鍋釜、ストーブ、活字等ノ製造業ハ鍛造又ハ鑄造ニ依ツテ製作スル場合ト雖モ三又ハ四ニ含まザルモノトス

鉄鎖、パネ製造業、鉄管鑄造業、錨、鎖製造業ハ三又ハ四ニ含まモノトス

工場ガ主トシテ鍛冶業（又ハ鑄造業）ヲ行ヒ之ニ附属スル作業ヲ為ス場合、例ヘバ鍛冶品ノ一部加工又ハ打型ノ製造等（又ハ木型製造、鑄造品ノ砂落シ、湯口切断若ハ鑄造品ノ一部加工等）ヲ行フ時ハ此ノ附属スル作業ハ凡テ鍛冶業（又ハ鑄造業）ニ含まテ養成員数ハ要申告者ノ員数ニ比率一〇〇分ノ四ヲ乗ズルモノトス

工場、事業場ガ六乃至二十二ノ指定事業ニ属スル場合其ノ指定事業ニ附属シテ鍛冶（又ハ鑄造）ヲ行フ場合ハ三又ハ四ニ属セス六乃至二十二ノ指定事業ヲ行フモノトシテ養成員数ハ要申告者ノ員数ニ比率一〇〇分ノ六ヲ乗ズルモノトス

(四) 五ノ金属熔接業ハ金属ノ焼切作業ヲ含ム
工場、事業場ガ主トシテ熔接業ヲ行ヒ之ニ附属スル作業ヲ併セ行フ時此ノ附属スル作業ハ凡テ五ニ含まテ養成員数ハ要申告者ノ員数ニ比率一〇〇分ノ四ヲ乗ズルモノトス

工場、事業場ガ六乃至二十二ノ指定事業ニ属シテ居ル場合ノ事業ニ附属スル金属熔接作業ハ五ニ含まズ夫々ノ事業ニ含まテ養成員数ハ要申告者ノ員数ニ比率一〇〇分ノ六ヲ乗ズルモノトス

(五) 六ノ金属工用、木工用機械器具製造業（製鉄用機械器具製

造業ヲ含ム）ハ金属加工用工具、刃具、検査具製造業、製材機械製造業ヲ含ム

(六) 八ノ銃砲、弾丸、水雷及兵器類製造業中ノ兵器類ハ金属製品又ハ機械器具ト認め得ル範囲トス

(七) 九ノ原動機製造業（汽罐、ガス発生機製造業ヲ含ム）ハ復水器、水車ノ製造ヲ含ム

(八) 十ノ電動機、電気機械器具製造業ハ電池、照明用機械器具ノ製造業ヲ含ミ、電球製造業ヲ含マズ

(九) 十二ノ化学工業用機械装置製造業ハ製薬用機械器具製造業ヲ含ミ、窯業用、食料品製造加工用又ハ製紙用ノ機械器具製造業ヲ含マズ

(十) 十三ノポンプ、水圧機、気体圧縮機、送風機、弁及コック製造業ハ其ノ製品ノ用途如何ヲ問ハズ凡テ指定事業ニ該当スルモノトス

(十一) 十五ノ造船業ハ木造船製造業及船舶修繕業ヲ含ム

(十二) 二十ノ計器、試験検定及學術用器械製造業ハ測量及製図機械器具製造業ヲ含ミ、度量衡器、普通寒暖計及体温計、事務用器械及時計ノ製造業ヲ含マズ

(十三) 二十一ノ光学機械器具製造業ハレンズ、写真機、活動写真機ノ製造業ヲ含ム

〔四一三一六〕

昭和十四年五月十一日職発第三百九十二号
厚生省職業部長ヨリ各地方長官、各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成計画ニ関スル件

計			一〇〇〇人以上使用工場事業場			二〇〇人以上一〇〇〇人未満使用工場事業場		
計			計			計		
備品	教室營繕	附屬設備營繕	備品	教室營繕	附屬設備營繕	備品	教室營繕	附屬設備營繕

備考

- 一、「一五〇人以上二〇〇人未満使用指定見込工場事業場」欄ニハ年齡十六年以上ノ男子労働者ヲ常時五〇人以上二〇〇人未満使用スル工場事業場ニシテ令第二条第二号ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ於テ指定シ本年度ヨリ技能者ノ養成ヲ為サシムルヲ適当ト認ムル工場事業場ニ付記載スルコト
- 二、「二〇〇人以上一〇〇〇人未満使用工場事業場」欄ニハ年齡十六年以上ノ男子労働者ヲ常時二〇〇人以上一〇〇〇人未満使用スル工場事業場ニシテ令ノ規定ニ依リ本年度ヨリ技能者ノ養成ヲ為スベキ工場事業場ニ付記載スルコト
- 三、「一〇〇〇人以上使用工場事業場」欄ノ記載ハ前号ニ準ズルコト
- 四、「養成工ノ員数」欄ニハ本年度ヨリ養成ヲ開始スベキ養成工ノ員数ニ付記載スルコト
- 五、「指導員ノ員数」欄中「専任指導員」欄ニハ当該工場事業場ノ本来ノ業務ニ従事セズ専ラ学科又ハ実習等ニ関スル養成ノミヲ担任スル者ノ員数ヲ養成計画認可申請書等ニ依リ調査ノ上記載スルコト
- 同上「実習指導員」欄ニハ当該工場事業場ノ本来ノ業務ニ従事スル傍ラ実習ノ指導ヲ担任スル者ノ員数ヲ前号同様養成計画認可申請書等ニ依リ調査ノ上記載スルコト
- 六、「教室並附屬設備營繕費及備品費所要見込額」欄中「教室營繕」欄ニハ専ラ令ニ依ル養成工ヲ収容スル目的ヲ以テ本年三月以降教室ヲ營繕（新設ノ外模様替ノ場合ヲ含ム）シ又ハ

今後營繕セントスル計画ヲ有スル工場事業場ニ付其ノ工場事業場数ヲ「計画工場事業場数」欄ニ、其ノ所要營繕費ノ大体ノ見込額ヲ「經費所要見込額」欄ニ記載スルコト

同上「附属設備營繕」欄ニハ養成ノ為ニスル教室附属ノ設備（指導員室、手洗場、湯沸室、廊下、便所等）ニ付右ノ「教室營繕」ニ準ジ記載スルコト

同上「備品」欄ニハ前記教室用ノ備品（机、椅子、黒板等）ニ付右ニ準ジ記載スルコト

二以上ノ工場事業場ガ共同シテ教室ヲ新設スル場合ハ之ヲ一工場事業場トシテ計算シテ之ヲ記載シ且其ノ分ヲ左側ニ括弧シテ抽出記載スルコト

七、「委託養成見込員数」欄ニハ当該工場事業場以外ノ施設（當該工場事業場ニ附設セララルム青年学校ヲ含マズ）ニ委託シテ養成セントスル養成工ノ員数ヲ養成計画申請書等ニ依リ記載スルコト

昭和十四年五月二十日収職第千五十八号
〔四一三一八〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

工場事業場技能者養成令施行ニ関スル疑義ノ件
標記ノ件照会ニ対シ左記ノ通回答致置候条御了知相成度

記

（問）カーバイト工場ニ於テ一部硅素鉄ノ製造ヲ行フモノニシテ製鉄事業法ニ依ル指定ヲ受クル工場ハ技能者養成令第二条ノ指定事業第一号金属製錬業ニ包含セララルヤ

（答）御見込ノ通り金属製錬業ニ包含スルモノト御了知相成度

昭和十四年五月二十三日収職第八百三十二号
〔四一三一九〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル疑義ノ件

標記ノ件照会ニ対シ今般左記ノ通回答致置候条御了知相成度

記

（問）管下某工業ハ事業ノ大部分磁瑯鉄器製造業ナルモ其ノ一部ニ軍需品トシテ鉄帽製造ヲ行ヒ居ルヲ以テ指定事業第八号ノ兵器類製造業トシテ本令ヲ適用スベキモノト思料スルモ陸軍使用ノ鉄帽ハ鉄甲ト称シタル当時ハ兵器トシテ取扱ハレタルモ先年名称ヲ鉄帽ト改称セラレ同時ニ現在ニ於テハ被服トシテノ取扱ヲ受ケ居ル關係上本令指定ノ兵器類製造業ニ該當セザルヤトノ疑義相生候条何分ノ御回示相煩度

（答）御見込ノ通事業指定告示第八号ノ兵器類製造業ニ該當スル義ト御了知相成度

昭和十四年七月一日職発第五百十六号
〔四一三一〇〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官各鉾山監督局長宛

工場事業場技能者養成状況報告ニ関スル件

標記ノ件施行規則第十九条ノ規定ニ依ル報告ヲ取纏メ毎年七月二十日迄ニ御報告相成度

追テ本令第二条第二号ノ規定ニ依リ指定セラレタル工場事業場分ニ付テハ三月一日現在ニ依リ調査シ同月末日迄ニ御報告相成度

第一表 養成状況職種別表

庁府県 鉾山監督局

職 種 名	六月一日現在ノ養成工ノ職種別員数			前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成工ノ員数	備 考
	本年養成ヲ開始セルモノ 人	前年養成ヲ開始セルモノ 人	前々年養成ヲ開始セルモノ 人		
			計 人		

備考

- 一、本表ハ職種別ニ取纏メ記載スルコト
- 二、報告期限ハ毎年七月二十日迄トス

第二表

養成状況工場別表

庁府県 鉾山監督局

工場事業場名	六月一日現在ノ養成工ノ員数			前年四月一日ヨリ本年三月三十一日迄ノ間ニ於テ養成工ノ員数	備 考
	本年養成ヲ開始セルモノ 人	前年養成ヲ開始セルモノ 人	前々年養成ヲ開始セルモノ 人		
			計 人		

備考

- 一、本表ハ工場事業場別ニ其ノ養成工ノ総員数ヲ記載スルコト
- 二、報告期限ハ毎年七月二十日迄トス

昭和十四年七月十八日厚生省発職第五十七号

〔四一三一〕 厚生次官ヨリ各地方長官、各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件

本日厚生省令第二十二号ヲ以テ工場事業場技能者養成補助規則公布セラレ即日施行相成候処右ニ関シテハ左記事項御了知ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一 規則第二条第一号ノ「専任ノ養成指導員」(専任指導員)トハ当該工場又ハ事業場ノ本来ノ業務ニ従事セズ専ラ養成工ノ徳性涵養学科ノ教授又ハ実習指導ニ関スル養成ノミヲ担任スル者ナルコト

当該工場又ハ事業場ニ附設セラルル青年学校等ノ施設ニ於テ養成スルモノナルトキハ養成令ニ依ル養成工ノミヲ他ト区分シ(例ヘバ青年学校ノ生徒中養成工ノミヲ以テ青年学校ノ一部又ハ二部トスル場合ノ如シ)専ラ之ガ徳性涵養又ハ学科ノ教授ヲ担任セシムル場合ニ限り当該担任職員ヲ右ノ専任指導員トシテ取扱差支ナキコト此ノ場合ニ在リテハ申請書ニ其ノ旨附記セシムルコト

専任指導員中徳性涵養又ハ学科ノ教授ニ当ルモノ(学科指導員)ハ中等学校卒業程度以上ノ学識ヲ有スルモノナルコト

二 同条第二号ノ「専任ニ非ザル養成指導員ニシテ実習ヲ担任スルモノ」(実習指導員)トハ当該工場又ハ事業場ノ本来ノ業務ニ従事スル傍ラ実習ノ指導ヲ担任スルモノナルコト

実習指導員ハ其ノ担当作業ニ関シ原則トシテ五年以上ノ実地経験ヲ有スルモノニシテ成ルベク役付工又ハ役付工候補者タルモノナルコト

三 同条第三号ノ「教室」トハ専ラ養成工ノ徳性涵養又ハ学科ノ教

授ニ充ツベキ教室ヲ指称シ実習工場ノ如キハ之ヲ含マザルモノナルコト

「其ノ附属設備」トハ教室附属ノ設備即チ指導員室、手洗場、更衣室、湯沸室、廊下、便所ノ如キモノヲ指シ寄宿舎、浴場、材料置場、倉庫ノ如キハ之ヲ含マザルモノナルコト

右教室及其ノ附属設備ノ営繕費ニ対シテハ差当リ新築又ハ増築ノ場合ニ限り補助セラルル見込ナルコト

「之ニ伴フ初度調弁費」トハ教室及其ノ附属設備ノ営繕ニ伴フ初度調弁費ヲ指スモノナルモ右ハ差当リ教室用机椅子及黒板ニ限り補助セラルル見込ナルコト

当該工場又ハ事業場ニ附設セラルル青年学校等ノ施設ニ於テ養成スルモノナルトキハ養成令ニ依ル養成工ノミヲ他ト区分シ(例ヘバ青年学校ノ生徒中養成工ノミヲ以テ青年学校ノ一部又ハ二部トスル場合ノ如シ)専ラ之ヲ收容シ所定ノ徳性涵養又ハ学科ノ教授ヲ行フ場合ニ限り当該教室及其ノ附属設備ノ営繕費並ニ之ニ伴フ初度調弁費ヲ右ノ教室及其ノ附属設備ノ営繕費並ニ之ニ伴フ初度調弁費トシテ取扱ヒ差支ナキコト此ノ場合ハ申請書ニ其ノ旨附記セシムルコト

四 同条第四号ノ「当該工場又ハ事業場以外ノ施設」ニハ当該工場又ハ事業場ニ附設セラルル青年学校、職工学校ノ如キハ含マザルモノナルコト

「其ノ他ノ経費」トシテハ差当リ当該委託施設ニ通学スル為ニ特ニ増加シテ要スル養成工ノ交通費ニ限り補助セラルル見込ナルコト

五 補助金ハ毎年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ分ニ付交付申請スベキモノナルコト

尚教室及其ノ附属設備ノ營繕費ニ付テハ毎年其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ間ニ於テ完成スベキ部分ニ付テノミ申請スベキモノナルコト

六 補助金ノ交付申請期限ハ本年ハ規則ノ附則第二項ノ規定ニ依リ特ニ八月三十一日迄トセラレタルヲ以テ同日迄ニ提出アリタル申請書ニ就キ充分其ノ内容ヲ調査シ意見ヲ附シ逐次進達スルコトトシ遅クトモ九月十五日迄ニ進達ヲ完了スルコト

尚平年ハ右ノ進達ハ毎年六月十五日迄ニ完了スルコト

七 右ニ依リ進達ノ補助金交付申請書ニ基キ調査ヲ為シ直ニ補助指令書ヲ貴庁經由交付スベキモ之ガ支払ハ規則第六條ノ規定ニ依リ毎年三月五日迄ニ補助金交付請求書ヲ提出セシメ三月末日迄ニナスコト

尚補助金予算ハ指令後貴官ニ別途支払委任サルモノナルコト

八 年齢十六年以上ノ男子労働者ヲ常時一〇〇人以上使用スル工場又ハ事業場ノ事業主ニ対シテハ規則第三條ノ規定ニ依リ本年ハ補助セラレザル見込ナルコト

九 補助金ハ予算ノ関係上及申請内容ニ就キ調査ノ結果規則ニ定ムル補助ノ率ヲ低メ又ハ額ヲ減少スルコトアルベキヲ以テ予メ御含ミアリタキコト

昭和十四年九月十八日厚生省發職第七十一号

〔四―三―一二〕 厚生次官ヨリ各地方長官各鉦山監督局長宛

工場事業場技能者養成指針ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本日官報ヲ以テ別紙ノ通訓令相成候処右ハ時局下ニ於ケル工場事業場ノ重要性ニ鑑ミ別表添付資料ト共ニ過般工場事業

場技能者養成委員會ノ審議答申ニ依リ決定相成リタルモノニ有之候条御了知ノ上管下當該工場事業場ニ對シ之ガ趣旨ノ徹底ヲ図リ本指針ニ基キ適切ナル養成ヲ為サシメ以テ所期ノ目的ノ達成ニ更ニ一段ノ御配意相成様致度

(別紙・別表省略)

昭和十四年十月六日職發第七百四号

厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

〔四―三―一三〕

從業者雇入制限令第一條第三号及第四号ノ規定ニ依リ工場事業場技能者養成令ノ養成工ニ関スル件

工場事業場技能者養成令ノ養成工ニシテ年齢十六年未滿ノモノニ付テハ國民職業能力申告令ノ適用ヲ受ケザルヲ以テ現在職業紹介所ニ於テハ之ガ異動ヲ知り得ズ從テ從業者雇入制限ニ関スル事務取扱上遺憾ナルノミナラズ養成工ノ移動防止上亦適當ナラザルヲ以テ養成ヲ為ス各工場事業場ヨリ職業紹介所ニ別紙様式ニ依ル養成工連名簿ヲ提出セシメ事務取扱上万遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ本年度養成ヲ為シタル工場事業場名簿別冊送付候条職業紹介所ニモ各一部宛御配布相成度

(別冊省略)

工場事業場技能者養成令ノ養成工連名簿

(1) 工場事業場 名称及所在地		(2) 養成工ノ氏名及 生成年月日		(3) 養成工ノ本籍		(4) 雇入年月日		(5) 養成開始 年月日		(6) 解雇又ハ養成 廃止年月日		備考	

備考

甲 工場事業場ニ対スル注意

- 一、本名簿ノ用紙ノ大サハ成ルベク国定規格 B5 判トセラレ
タキコト
 - 二、本名簿ハ当初ノ養成開始後十日以内ニ工場事業場ノ所在
地ノ所轄職業紹介所長ニ報告スルコト
 - 右報告後ノ異動(補充又ハ解雇若ハ養成廃止等)ニ付テハ
異動後十日以内ニ、補充ニ付テハ(1)乃至(5)ノ事項ヲ記載シ
備考欄ニ「補充」ト記載シ解雇又ハ養成廃止ニ付テハ(1)(2)
及(6)ノ事項ヲ記載シ且備考欄ニ「異動」ト記載シテ報告ス
ルコト
- 尚名簿ハ各養成開始年度別ニ各別紙トスルコト

乙 職業紹介所ニ対スル注意

- 一、本名簿ハ養成開始年度別ニ適宜分類シテ編綴シ台帳トシ
テ保存シ爾後ノ報告ニ依リ速ニ加除訂正シ置キ従業者雇入
制限事務取扱上遺漏ナキヲ期スルコト
 - 二、能フレバ名簿ハ定期ニ印刷シ隣接職業紹介所間ニ相互ニ
交換シ置キ爾後ノ異動ヲ通報スルコト
- 道府県ニ対スル注意
- 一、甲二ノ注意ニハ既ニ養成開始ノ本年度養成工ニ対スル分ニ
付テハ別ニ適宜報告期日ヲ指定スルコト
- 尚工場事業場ニ対シテハ甲ノミヲ記載シテ通牒スルコト
- 二、本様式及備考ノ注意書ニハ適宜必要事項ヲ附加シ差支ナキ
コト

昭和十四年十二月十一日収職第二千九百八十七号

〔四一三一—一四〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成令疑義ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ別紙甲号警視総監照会ニ対シ別紙乙号ノ通回答致置候条御了知相成度

甲号

工場事業場技能者養成令疑義ニ関スル件伺

（昭和十四年十一月二日保勞務第百九十五号）
警視総監ヨリ厚生省職業部長宛

標記ノ件左記ノ通り疑義有之候条何分ノ御指示相仰度此段及稟伺候也

記

一 規則第六条ニ依ル養成工廃止認可ニ関スル件

規則第六条ニ依レバ養成ヲ開始シタル養成工全般ニ亘ルモノト解セラルルモ四月一日附厚生省発職第二十六号依命通牒ニ依リ養成ヲ廃止シタル員數ハ養成員數ノ欠員トナル旨指示アリタルヲ以テ告示員數（又ハ指定員數）ヲ割ラザルモノノ廃止ニ対シテハ特別ノ取締ヲ為サザルモノナリヤ若シ特別ノ取締ヲ為サズ事業主ノ任意ニ委ス時ハ告示員數（又ハ指定員數）ヲ超過スル員數ハ常ニ不安定ニシテ且ツ全部ノ養成工ハ事業主ノ都合ニ依リ何時廃止セララルヤモ計リ知レザル状態ニ放置セラルルニ至ルモノト思料セララルヲ以テ之ガ取扱ニ付何分ノ御教示相仰度

二 養成工ノ自然減少其ノ他養成計画認可申請書記載事項ノ變更ニ関スル件

養成工ノ死亡、退職等自然的減少ニ関シテハ九月十四日附収職第二千五百二十二号通牒ニ基キ規則第六条ニ依ル認可ヲ必要トセス、地方庁ニ於テ届出等適宜ノ方法ニ依リ取締ルベキ旨指示アリタルガ令第七条後段ニ養成計画ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クベキ旨規定シアリ、規則第十三条各号ノ記載事項ノ事実上ノ變更ト養成計画變更トノ關係如何、即チ養成計画變更ヲ認可スベキ場合及地方庁ニ於テ届出等適宜ノ取締ヲ為スベキ場合トヲ夫々明カニ區別例示セラレ度

三 養成工ノ異動ニ関スル件

養成工ノ養成開始ノ時期ニ関シテハ規則第三条ニ明示シアリ又同第七条ニ欠員補充ノ指定アルヲ以テ告示員數（又ハ指定員數）以上ノ養成工ニ於テモ養成開始後三ヶ月以内ニテハ増加養成シ得ルモノト解セラルルガ三ヶ月以後ニ於ケル養成工ノ異動即チ甲工場ニ於ケル養成工ガ乙工場ニ異動シタル場合乙工場ニ於テハソノ者ヲシテ引続キ養成工ト為シ得ルヤ若シ為シ得ルトセバ類似職種間、異職種間ニテハ如何ナル取扱ヒヲ為スベキヤ 以上

乙号

工場事業場技能者養成令疑義ニ関スル件回答

（昭和十四年十二月十一日収職第二千九百八十七号）
厚生省職業部長ヨリ警視総監宛

十一月二日保勞務第百九十五号ヲ以テ照会相成候標記ノ件左記ノ通及回答候也

追而九月九日収職第二千五百二十二号富山県知事宛工場事業場技能者養成令疑義並事務取扱ニ関スル件回答ハ爾今廃止候条御了知相成度

記

一 規則第六條ニ所謂養成工ノ廃止トハ養成ヲ開始シタル養成工ニ付其ノ者ノ意志ニ基キ雇用關係ノ消滅スル場合ヲ除キ事業主ニ於テ之ガ養成ヲ廃止スルコトヲ指稱スルモノニシテ苟モ養成ヲ開始シタル養成工ニ付疾病其ノ他原因ノ如何ヲ問ハズ事業主ニ於テ之ガ養成ヲ廃止セントスルトキハ總テ地方長官又ハ鉾山監督局長ノ認可ヲ受クルヲ要スル義ニ有之只右ニ因リ生ジタル欠員ノ取扱ニ關シテハ告示員數ニ對スル欠員ニ限り規則第四條第三項ニ依リ処理セシメラレ度

二 規則第十三條第一項各号ノ中第五号以下ニ記載セラレタル事項ノ変更ハ總テ養成計画ノ変更トナルベキ義ニ有之從ツテ之等ヲ變更セントスル場合ハ予メ養成計画變更ノ手續ヲ執ラシメラレ度第一号記載事項ニ変更アリタルトキハ其ノ都度事業主ヨリ報告ヲ徵シ当部ニ御報告相成度尚養成工ノ員數ニ關シ養成計画ニ定ムベキ事項ハ単ニ(養成ヲ開始セントスル養成工ノ職種別員數)ニ限ラサルモノニシテ養成開始後養成工ノ員數減少シタル場合ノ如キハ養成計画ノ変更ト不可認義ニ有之為念

三 養成工ノ員數ハ養成開始後ハ假令三月以内ト雖モ認可員數以上ニ増加スベキモノニ非ズ甲工場ニ於ケル養成工乙工場ニ雇用セララルニ至リタル場合ニ於テモ養成開始後三月以内ニシテ乙工場ニ欠員アル場合ニ限り養成工タリ得ルモノトス 以上

昭和十四年十二月十八日職発第八百四十九号
厚生省職業部長ヨリ各地方長官、各鉾山監督局
〔四一三一五〕 長宛

工場事業場技能者養成令第二條第二号ノ規定ニ依ル工場事業場ノ指定ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本年四月一日厚生省發職第二十六号工場事業場技能者養成令ノ施行ニ關スル件中左記第二ニ於テ詳細通牒相成候処昭和十五年四月ヨリ養成ヲ開始セシムル為指定スルヲ適當トスル工場事業場御調査ノ上左記事項ヲ來ル一月十日迄ニ報告相成度尚該当工場事業場無之場合モ其ノ旨回報相成度

追テ指定後ニ於テ之ガ指定ヲ取消スガ如キ事ナキ様ソノ工場事業場ノ実情ニ付充分御調査ノ上報告相成度為念

記

- 一、名称及所在地(個人經營ニアリテハ事業主ノ氏名)
- 二、事業ノ種類(昭和十四年四月四日厚生省告示第五十五号事業分類ニヨルコト)
- 三、常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員數
- 四、現ニ使用スル男子労働者ニシテ令第四條第一項ノ規定ニ依リ養成工タルノ資格ヲ有スルモノノ職種別員數
- 五、技能者養成ニ關スル設備ノ有無及概要(教室、實習工場等)
- 六、担当事項別指導員ノ有無及概要
- 七、資本金、配当等當該工場、事業場ノ負擔能力ヲ推知シ得ベキ事項

昭和十五年一月十七日職発第十五号
 厚生省職業部長ヨリ各地方長官各鉱山監督局長
 宛
 (四一三一六)

工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件

昭和十四年四月一日附厚生省発職第二十六号ヲ以テ通牒致置候標記ノ件中養成計画要綱ノ一部別紙ノ通り変更相成候条昭和十五年四月ヨリ養成ヲ開始スベキモノノ養成計画ニ付テハ右ニ依リ取扱ヒ相成度追テ昭和十四年五月ヨリ養成ヲ開始シタルモノニ付テモ能フ限り昭和十五年ヨリ右ニ準拠シテ養成セシメラレ度尚此ノ場合ノ養成計画ノ内容変更ニ付テハ別ニ養成計画変更ノ認可ヲ要セズ其ノ報告ヲ徴シ当省ニ御報告相成度

(別紙)

工場事業場技能者養成計画
 一部変更

五ノ(三) 工業学科ノ教授科目ヲ左ノ通変更ス
 工業学科ノ教授科目ハ製図、材料、工業要項(機械ノ要素、電気工学、力学、工作法及安全教育等各種職ニ共通スル基礎的工業学科)及専門作業法トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加へ、又ハ教授科目ヲ分合シ得ルコト
 各教授科目ノ教授要目ハ追テ指示スル所ニ依リ之ヲ定ムルコト
 五ノ(四) 授業時数中第一号表及第二号表左ノ通変更ス

第一号表

学	科	科	目	時	数
		国	語	五〇	
				(3)(2)(1)	
				一一〇	
				五五〇	

第二号表

合	工業学科	普通学科	時	数
	計	計	二二〇	五七〇
	工業要項	製図	一〇〇	
	材料	数学	一〇〇	
	専門作業法	国語	一〇〇	
		科学	二〇〇	
		历史	五〇	
			(3)(2)(1)	
			一一〇	
			五五〇	

合	工業学科	普通学科	時	数
	計	計	二〇〇	五七〇
	工業要項	製図	一〇〇	
	材料	数学	一〇〇	
	専門作業法	国語	一〇〇	
		科学	二〇〇	
		历史	五〇	
			(3)(2)(1)	
			一一〇	
			五五〇	

(括弧内ノ算用数字ハ年度ヲ示ス)

昭和十五年一月十八日養発第十六号

(四一三一七)

厚生省職業部養成課長ヨリ各庁府県警察部長(警視庁ハ保安部長)各鉱山監督局総務部長宛
工場、事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件

一月十七日附職発第十五号ヲ以テ職業部長ヨリ標記ノ件ニ関シ通牒相成候処右通牒ニ依リ追テ指示セラルベキ工業学科ノ教授要目ニ付テハ目下準備中ニシテ大体養成開始ノ時期迄ニハ之ヲ指示セラルル見込ナルモ左記ノ点予メ御含ミノ上御取扱相成様致度

記

一、施盤工、仕上工又ハ之ニ類スル所謂機械工ニ対スル工業学科トシテ設クベキ製図、材料、工業要項ノ教授要目ハ概ネ別表ノ如ク指示セラレ更ニ之ガ細目ヲモ附セラルル見込ナルコト

二、専門作業法ノ教授要目ハ鋳物工、鍛工、熔接工、旋盤工、ターレット工、中グリ工、ボール盤工、平削工、形削工、フライス工、仕上工、罫書工、機械組立工、電機組立工ノ分ニ付指示セラルル見込ナルコト

三、右ニ依リ指示セラルルモノノ外ハ差当リ適宜之ヲ定メシムル見込ナルコト

別表

科目	教授要目
製図	平面幾何図法、投象図、機械製図法、機械ノ要素ノ画法、簡單ナル機械ノ見取、読書練習、其ノ他
材料	鉄及鋼、非鉄金属、非金属材料燃料、減磨剤、其ノ他ノ性質及用途
	機械ノ要素 (ボルト、ナット、キー、歯車、軸受、動力伝導装置等主要ナル機械部分ノ名称及其ノ作用其ノ他)

工業要項
電氣工学 (電氣単位、電氣回路、電氣計器及測定導体抵抗体及抵抗器、絶縁及絶縁物、磁氣及磁石、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他)
力学 (速度及加速度、力、力ノ図示法、力ノ合成及分解、回転速度及トルク、質量及重量、重心、摩擦、仕事、馬力及キロワット、応力及歪、応力ノ種類、弾性及弾性限界、破壊応力ト安全係数並使用応力、其ノ他)
工作法 (測定用器具、其ノ他) (安全教育)

(四一三一八)

昭和十五年四月十二日職発第二百一号
厚生省職業部長ヨリ各鉱山監督局長宛
工場事業場技能者養成令ノ事業ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ客年四月十七日職発第三百三十七号ヲ以テ通牒致シ置キ候処今回新ニ指定セラレタル金属鉱業及石炭鉱業ニ関シテ種々疑義有之様被存候条左記ニ依リ御処理相成様致度

記

一 比率ヲ異ニスル二以上ノ指定事業ヲ併セ行フ工場事業場ニ於ケル養成員数ハ昭和十四年四月十七日職発第三百三十七号工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル件通牒ノ別冊事業解説一ノ(一)第四項ニヨリ各事業ニ従事スル要申告者数ヲ基準トシテ夫々ノ告示比率ヲ乗ジテ得タル員数ノ合計以上トス
指定事業ニ属スル労働者数ノ判定ニ付テハ昭和十四年四月一日厚

生省発職第二十六号工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件依
命通牒記四規則第四条第一項ノ規定ニ依ル養成開始員数ニ関スル
件ニ依リ処理スルモノトスルコト

(例) 金属鋳業ト金属製錬業トヲ併セ行フ場合

二 石油鋳業ト鋳物油製造業トヲ同一企業トシテ経営スル場合ニ在
リテモ製油所ハ石油鋳業ノ事業場ト独立スル工場事業場ト認め製
油所ノミニ付適用スルコト

昭和十五年四月十二日職発第二百一号

〔四一三一一九〕 厚生省職業部長ヨリ各地方長官宛

工場事業場技能者養成令ノ事業ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ客年四月十七日職発第三百三十七号ヲ以テ通牒致シ
置キ候処今回新ニ指定セラレタル化学工業関係ノ事業ニ関シ種々疑
義有之様被存候条左記ニ依リ御処理相成様致度

記

一 工業薬品製造業

ソーダ製造、硫酸製造、其ノ他ノ酸類製造、磷製造、圧縮ガス製
造、カーバイド製造、晒粉製造、苛性カリ製造、其ノ他ノアルカ
リ類製造、芒硝製造、二硫化炭素製造、石炭酸製造、サリチール
酸製造、醋酸製造、メタノール製造、アルコール製造、アセトン
製造、ホルマリン製造、エーテル製造、グリセリン製造、ヨード
製造、硝石製造、塩化亜鉛製造、人造水晶石製造、明礬製造、其
ノ他ノ工業薬品製造ノ事業ヲ謂ヒ人造香料、タンニン、殺虫剤、
防腐剤、医薬及売薬ノ製造ヲナスモノヲ含マザルモノトス

二 染料及中間物製造業 (天然染料製造業ヲ除ク)

硫化染料製造、其ノ他ノ合成染料製造、アニリン製造、ベタナフ
トール製造、ニトロアニリン製造、ニトロトルイジン製造、ナフ
チルアミン製造、オキシナフトエ酸誘導体製造、其ノ他ノ中間物
製造ノ事業ヲ謂フ

三 染料及顔料製造業 (漆液製造業ヲ除ク)

ワニス製造、ペイント製造、其ノ他ノ塗料製造、亜鉛華製造、一
酸化鉛製造、鉛丹製造、硫酸バリウム製造、リトボン製造、チタ
ン白製造、鉛白製造、群青製造、ベンガラ製造、其ノ他ノ顔料製
造ノ事業ヲ謂ヒ靴墨製造、絵画用絵具、墨、印刷インキ、其ノ他
ノインキ等ノ製造ノ事業ヲ含マザルモノトス

四 発火物製造業 (マツチ製造業ヲ除ク)

火薬製造、爆薬製造、硝化綿製造、導火索製造、其ノ他ノ発火物
製造ノ事業ヲ謂ヒ煙火製造ノ事業ヲ含マザルモノトス

五 鋳物油製造業

石油精製、人造石油製造、コールタール及コールタール分溜物製
造ノ事業ヲ謂フ

六 パルプ製造業

化学パルプ製造ノ事業ヲ謂ヒ碎木パルプ製造ノ事業ヲ含マザルモ
ノトス

七 鋳物質肥料製造業 (配合肥料製造業ヲ除ク)

鋳物質肥料製造、化成肥料製造ノ事業ヲ謂フ

八 人造レジン素地製造業

フェノールレジン素地 (ベークライト等) 製造、尿素レジン素地
製造、其ノ他ノ人造レジン素地製造ノ事業ヲ謂フ

九 フィルム乾板類製造業

写真用フィルム製造、乾板製造、写真用印画紙製造ノ事業ヲ謂フ

十 研磨材及研磨用品製造業

カーボランダム製造、アランダム製造、人造砥石製造、其ノ他ノ研磨材料及研磨用品製造ノ事業ヲ謂ヒ紙鑢及布鑢製造ノ事業ヲ含マザルモノトス

十一 炭素製品製造業

人造黒鉛電極製造、天然黒鉛電極製造、其ノ他ノ炭素電極製造、炭素刷子製造、炭素板製造、炭素棒製造、炭素粒製造、炭素パツキング製造、其ノ他ノ炭素製品製造ノ事業ヲ謂ヒ活性炭製造、煉炭、松煙及油煙製造ヲ含マザルモノトス

十二 コークス製造業

ピツチコークス製造、冶金コークス製造、其ノ他ノコークス製造ノ事業ヲ謂フ尚同一工場事業場ニシテ二以上ノ事業ヲ行フモノ等ニ関シテハ左記ニ依リ処理セラルルコト

(一) 主トシテ石炭ガスヲ製造シ併セテコークスヲ製造スル工場ハ昭和十四年四月十七日附職發第三百三十七号工場事業場技能者養成令第二条ノ事業ニ関スル件通牒ノ別冊(工場事業場技能者養成令第二条ノ指定事業解説)一ノ(一)第一項ニヨリコークス製造事業ニ属スル工場タルモノトス但シ養成開始ノ員数ハ指定事業タルコークス製造ニ使用スル男子職工数ニ告示比率ヲ乗ジテ得タル員数以上トス

指定事業ニ属スル職工数ノ判定ニ付テハ昭和十四年四月一日厚生省發職第二十六号工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件依命通牒記四規則第四条第一項ノ規定ニ依ル養成開始ノ員数ニ関スル件ニ依リ処置スルモノトス

(二) 製紙業ヲ主トスル工場ニ於ケルパルプ製造ニ付テハ前同様ニ処理スルモノトス

(三) 比率ヲ異ニスル二以上ノ指定事業ヲ併セ行フ工場事業場ニ

於ケル養成員数ハ前掲事業解説一ノ(一)第四項ニヨリ各事業ニ従事スル男子職工数(又ハ要申告者数)ヲ基準トシテ夫々ノ告示比率ヲ乗ジテ得タル員数ノ合計以上トス

指定事業ニ属スル職工数ノ判定ニ付テハ一ノ場合ニ同ジ

例一 製鉄業トコークス製造業トヲ併セ行フ場合

例二 硫酸製造ト銅精鍊ノ事業トヲ併セ行フ場合

(四) 酒類製造原料トシテノミアルコールヲ製造スル事業ハ工業藥品製造事業ニ該当セザルモノトス

昭和十五年四月十六日厚生省發職第五十号

〔四一三一—二〇〕 厚生次官ヨリ各鉱山監督局長宛

工場事業場技能者養成令ノ適用事業擴張ニ関スル件

今般工場事業場技能者養成令ノ適用ヲ受クル事業トシテ金属鉱業及石炭鉱業新ニ指定セラレ之等事業ニ於テ養成ヲ開始スベキ時期及養成人員、比率等相定メラレ候ニ就テハ右養成ニ関シテハ左記各項ニ依リ御処理相成様致度

記

一 二〇〇人以上一〇〇〇人未満ノ労働者ヲ使用スル事業場ニ在リテハ特別ノ養成施設ヲ有スル等ノ特別ノ理由ニ依リ養成セシムルニ適スルモノヲ除クノ外原則トシテ令第二条ノ但書ノ規定ニ依リ養成義務ヲ免除スル方針ナルヲ以テ之ガ趣旨ノ徹底ヲ図ルト共ニ右ニ関スル許可ノ申請アリタル場合ハ事務ノ簡捷ヲ図ルガ為便宜当省大臣ヨリノ許可指令ヲ用ヒズ貴官ヨリ直チニ当該事業場ノ事

業主ニ対シ許可アリタル旨ヲ伝達通牒成相ト共ニ当省宛申請書ヲ進達シ併セテ其ノ願末ヲ報告スルコト

二 養成ヲ開始スベキ養成工ノ年齢ニ付テハ鉱業ノ特種事業ニ鑑ミ十八歳未満迄ハ可成之ヲ許可スル様セラレタキコト

三 年齢十六年以上ノ者ニ付養成ヲ開始セントスル場合ニ在リテハ規則第十条第一項第二号ノ規定ニ依リ養成期間ヲ二年迄短縮シ認可相成差支ナキコト

四 養成計画ノ認可ニ付テハ別紙養成計画要綱ニ準拠シテ之ヲ処理セラルル様致サレ度コト

五 養成時数ニ付テハ工場事業場技能者養成令施行規則第十一条ノ特例ヲ定メラレ養成期間ノ如何ヲ問ハズ学科時数五百五十時間以上実習時間三千五〇〇時間以上ニ於テ之ヲ定メシムルコトトナリタルニ付此ノ点留意セラレタキコト

六 其ノ他客年四月厚生省発職第二十六号次官通牒ノ例ニ依ルコト
金属鉱業及石炭鉱業ノ養成計画作成要綱

一 養成職種

養成職種ニ付テハ将来事業場ニ於ケル中堅従業員（係員助手級）タルベキモノヲ養成スルコトトシ各職種ニ分タザルコト但シ電気又ハ機械関係専門ノ中堅従業員ヲ養成セントスル場合ニ於テハ之等ノ職種ヲ併セ加フルモ差支ナキコト

二 養成工ノ詮衡方法

養成工ハ可成新規雇入ノ者ヨリ之ヲ詮衡スルコト但シ新規雇入ノ者ノミニテ充足シ得ザル場合ハ当該事業場ノ従業員中ヨリ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ詮衡採用スルコト

三 養成指導員ノ員数及資格

(一) 学科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ専任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養中堅従業員タルニ須要ナル学科ノ教授等ニ当ラシムルコト

右指導員ハ中等学校卒業程度以上ノ学識ヲ有スル者又ハ事業場ニ於テ相当ノ経験ヲ有スル者タルコト
尚学科目授業時数及養成員数ニ応ジ徳性ノ涵養、普通学科及鉱業学科ニ付各相当員数ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 実習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ実習指導員ヲ置キ養成工ノ実習ヲ指導セシムルコト
右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ可成係員助手又ハ鉱夫頭タルコト

四 養成期間

年齢十六歳未満ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ三年、年齢十六歳以上ノ者ニ付養成ヲ開始スル場合ニ在リテハ許可ヲ受ケ二年トスルヲ得ルコト

五 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ種目別授業時数

(一) 養成工ニ授クベキ学科ノ種目

養成工ニ授クベキ学科ノ種目ハ普通学科ト鉱業学科ニ分ツコト

一 普通学科ノ教授科目ハ国語、国史、数学及理科（物理及化学）トシ必要ニ応ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト
尚国語及国史ハ毎年之ヲ課スルコト
前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

二 鉱業学科ノ教授科目ハ可成測量製図、地質鉱床、鉱業要項及専門作業法トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルヲ得

ルコト

鉱業要項ニハ機械工学、電気工学、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

鉱業学科ノ各教授科目ハ事業場ノ状況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計画中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト但シ電気又ハ機械関係職種ニ付テハ適宜之ヲ定ムルコト

鉱業学科教授要目ノ例

科目	教授要目
測量製図	測量機器一般、測量法、简单ナル製図法、見取図、読図、其ノ他
地質鉱床	地質大意、鉱床大意、其ノ他
鉱業要項 機械工学	機械ノ要素一般、鉱業用機械ノ名称及用途 其ノ他
電気工学	電気単位、電気回路、導体及絶縁物、電気計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
其ノ他	安全教育、救急法、其ノ他
専門作業法	採鉱、選鉱、運鉱、其ノ他ノ内容ヲ適宜定ムルコト

(一) 授業時数

各教授科目ノ授業時数ハ左表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及鉱業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ事業場ノ状況ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

学科	科目	時数
普通学科	国語	五〇 (一一二〇 (一二一五 (三二一五)
	国史	四五 (一一一五 (一二一五 (三二一五)
普通学科	数学	四五 (一一一五 (一二一五 (三二一五)
	理科	四五 (一一一五 (一二一五 (三二一五)
鉱業学科	測量製図	五〇
	地質鉱床	二〇
	鉱業要項	一〇〇
	専門作業法	一八〇
	合計	三五〇

(括弧内ノ算用数字ハ年度ヲ示ス)

六 養成工ノ実習種目及時数

養成工ノ実習ハ基本実習及応用実習トシ可成基本実習時間ハ八〇〇時間、応用実習時間ハ二七〇〇時間トスルコト
基本実習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト但シ電気又ハ機械関係ノ職種ニ在リテハ適宜之ヲ定ムルコト
応用実習ハ当該事業場ノ生産作業ニ従事セシメ計画的ニ作業法ヲ体得セシムル様実習指導員ヲシテ指導セシムルコト

基本実習ノ例

基本実習要目 (八〇〇時間)

(一) 選鉱 (選炭) 練習

1 鉱石 (石炭) ト岩石ノ見分け方 2 鉱石ノ品位 (炭質) ノ見分け方 3 手選 4 其ノ他

(二) 手掘基本練習

1 姿勢 2 道具使用法 3 手掘動作 4 其ノ他

(三) 運搬基本練習

- 1 ショベルノ使用方法
- 2 箕ト合砂ノ使用方法
- 3 其ノ他

(四) 木工基本練習

- 1 木工用具ノ使用方法
- 2 同上手入法
- 3 简单ナル木工品ノ製作並ニ修理
- 4 其ノ他

(五) 測量製図基本練習

- 1 測量機器ノ使用方法
- 2 測量
- 3 見取図ノ書方ト読ミ方
- 4 製図ノ見方
- 5 其ノ他

(六) 機械ニ関スル基本練習

- 1 工具類使用方法
- 2 各種計測器使用方法
- 3 各種機械ノ取扱方
- 4 ロープ類ノ継ギ方ト取扱方
- 5 其ノ他

(七) 電気ニ関スル基本練習

- 1 電線、電纜ノ接続方法
- 2 電気計器類ノ使用方法
- 3 電気機器ノ取扱方
- 4 其ノ他

(八) 安全燈取扱練習

- 1 安全燈ノ分解組立
- 2 安全燈ノ使用方法
- 3 安全燈ノ故障ト修理
- 4 安全燈ノ保管整理
- 5 其ノ他

(九) 救急用具ノ使用練習

- 1 救急用具ノ取扱方法
- 2 救急練習
- 3 其ノ他

(十) 運搬練習

- 1 鉱車(炭車)ノ取扱法
- 2 同上注油及修理
- 3 軌道ノ敷設法及移動法
- 4 其ノ他

(十一) 手掘及機械掘練習

- 1 手掘練習
- 2 鑿岩機、採炭機ノ分解及組立
- 3 同上使用方法
- 4 同上故障ト修理
- 5 タガネノ成形ト焼入
- 6 送風管トホースノ継ギ方
- 7 其ノ他

(十二) 発破基本練習

- 1 手掘ニヨル発破孔ノ線リ方
- 2 機械掘ニヨル発破孔ノ線リ方
- 3 火薬類取扱方
- 4 火薬類装填方法
- 5 発破準備操作
- 6 其ノ他

(十三) 保坑練習

- 1 木造り
- 2 根掘
- 3 用材ノ検査
- 4 用材ノ運搬取扱方
- 5 コンクリートノ調合ト打チ方
- 6 支柱ノ組立方
- 7 其ノ他

(十四) 保安練習

- 1 瓦斯、炭塵、風速、温度、湿度、気圧等ノ測定法
- 2 瓦斯又ハ炭塵ニ対スル処置
- 3 通気扉ノ取扱
- 4 其ノ他

(十五) 其ノ他

七 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部ヲ学校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ学科又ハ基本実習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル学校又ハ他ノ施設ガ中堅作業員ノ養成ニ適シ且前掲五、六ニ適合スル内容ヲ有スル場合ニ限ルコト

〔四一三一―二一〕

昭和十五年四月十六日厚生省発職第五十号
厚生次官ヨリ各地方長官宛
工場事業場技能者養成令ノ適用事業拡張ニ関スル件

今般工場事業場技能者養成令ノ適用ヲ受クル事業トシテ化学工業関係ノ事業新ニ指定セラレ之等事業ニ於テ養成ヲ開始スベキ時期及養成人員ノ比率等相定メラレ候ニ就テハ右養成ニ関シテハ客年四月厚生省発職第二十六号及同年九月厚生省発職第七十一号厚生次官依命

通牒ノ例ニ依ルノ外養成計画ノ認可ニ付テハ別紙計画要綱ニ準拠シテ之ヲ処理セラルルヤウ致度

追テ今回指定セラレタル事業ニ於テ養成スベキ養成工ノ員数ニ関シ工場事業場技能者養成令施行規則第四条ノ特例制定相成候ニ付為念申添候

化学工業ノ養成計画作成要綱

一 養成職種

養成職種ハ原則トシテ左ノ職種ノ内ヨリ当該工場事業場ニ於テ適宜選定スルコト

硫酸工	塩酸工	硝酸工
ソーダ工	圧縮ガス工	アンモニヤ合成工
カーバイト電炉工	石炭乾溜工	タール分溜工
染料工	人造石油工	石油工
パルプ工	顔料塗料工	火薬工
火工	電極工	分析工
実験工	合成樹脂工	化学電炉工
写真化学工	人造砥石工	人造肥料工
工業薬品工		

二 養成工ノ職種別員数

養成工ノ職種別員数ハ当該工場事業場ノ必要ニ応ジ適宜之ヲ定ムルコト

三 養成工ノ詮衡方法

養成工ヲ新規ニ採用スル場合ハ可成職業紹介所ヲ通ジテ採用スルコト

養成工ヲ当該工場事業場ノ従業者中ヨリ採用スル場合ハ中堅職工タルニ必要ナル資質ヲ有スル者ヲ詮衡採用スルコト

四 養成指導員ノ員数及資格

(一) 学科指導員

可成養成工一〇〇人ニ付一人ノ専任指導員ヲ置キ養成工ノ徳性涵養中堅職工タルニ須要ナル学科ノ教授等ニ当ラシムルコト

右指導員ハ中等学校卒業程度以上ノ学識ヲ有スル者又ハ工場事業場ニ於テ相当ノ経験ヲ有スル者タルコト尚学科目授業時数及養成員数ニ応ジ徳性涵養、普通学科及工業学科ニ付各相当員数ノ兼任指導員ヲ置クコト

(二) 実習指導員

可成養成工二〇人ニ付一人ノ実習指導員ヲ置キ養成工ノ実習ヲ指導セシムルコト

右指導員ハ兼任ヲ妨ゲザルモ担当作業ニ関シ原則トシテ五年以上ノ実地経験ヲ有スルモノニシテ可成役付工又ハ役付工候補者タルコト

五 養成工ニ授クベキ学科ノ種目及其ノ種目別授業時数

(一) 養成工ニ授クベキ学科ノ種目

養成工ニ授クベキ学科ノ種目ハ普通学科ト工業学科ニ分ツコト

(一) 普通学科ノ教授科目ハ国語、国史、数学及理科(物理及化学)トシ必要ニ応ジ地理及英語ヲ加フルコトヲ得ルコト
尚国語及国史ハ毎年之ヲ課スルコト

前項ノ各教授科目ハ適宜之ヲ分合シ得ルコト

(二) 工業学科ノ教授科目ハ可成工業化学、分析、工業要項及専門作業法トシ必要ニ応ジ其ノ他ノ科目ヲ加フルコトヲ得ルコト

工業要項ニハ製図、機械工学、電気工学、安全教育等ヲ含ムモノトスルコト

前項ノ各教授科目ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ依リ適宜之ヲ分合シ得ルコト

各教授科目ノ教授要目ハ養成計画中ニ記載スルコトヲ要セザルモ可成左例ニ準拠シテ之ヲ定ムルコト但シ養成職種ニ依リ精粗其ノ取扱ヲ適切ニシ得ルコト

工業学科教授要目ノ例

工業薬品工ノ工業学科教授要目

科目	教授要目
工業化学	無機化学一般、有機化学一般、製造化学其ノ他
分析	定性分析一般、定量分析一般
工業要項製図	平面幾可図法、投象図、简单ナル機械部分品ノ製図法、其ノ他
機械工学	機械ノ要素一般、化学機械装置ノ名称用途、其ノ他
電気工学	電気単位、電気回路、導体及絶縁物、電気計器、配電盤、電動機ノ取扱、其ノ他
其ノ他	安全教育、衛生換気、其ノ他
専門作業法	養成職種ニ応ジ適宜定ムルコト(例ヘバ工業薬品作業法等)

(二) 授業時数

各教授科目ノ授業時数ハ第一号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目

間ノ授業時数ハ工場事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

施行規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ授業時数ヲ五五〇時間迄短縮スルコトヲ認可セラレタル工場、事業場ニ在リテハ第二号表ノ時数以上ニ於テ之ヲ定ムルコト但シ普通学科ノ各教授科目間及工業学科ノ各教授科目間ノ授業時数ハ工場、事業場ノ状況及養成職種ニ応ジ適當ニ増減スルコトヲ得ルコト

第一号表

学科	科目	時数									
工業学科	工業化学	一〇〇									
	分析	八〇									
	工業要項	一二〇									
	専門作業法	二〇〇									
合計		五〇〇									
普通学科	国語	五〇									
	歴史	五〇									
	数学	七〇									
	理科	五〇									
合計		二二〇									
		<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>(1)</td> <td>(2)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>二〇</td> <td>二〇</td> <td>二〇</td> </tr> <tr> <td>一五</td> <td>一五</td> <td>一五</td> </tr> </table>	(1)	(2)	(3)	二〇	二〇	二〇	一五	一五	一五
(1)	(2)	(3)									
二〇	二〇	二〇									
一五	一五	一五									

第二号表

学 科	科 目	時 数
普通学科	国 語	五〇
	国 史	四 五
工業学科	理 数	六 五
	合 計	二〇〇
工業学科	工業化学	七〇
	工業要項	八〇
工業学科	工業要項	一四〇
	専門作業法	一四〇
工業学科	合 計	三 五〇

(括弧内ノ算用数字ハ年度ヲ示ス)

六 養成工ノ実習種目及時数

養成工ノ実習ハ基本実習及应用実習トシ可成基本実習時間ハ一〇〇〇時間应用実習時間ハ四〇〇〇時間トスルコト
 養成工ノ職種別基本実習要目ハ概ネ左例ニ準ジ之ヲ定ムルコト
 応用実習ハ当該工場、事業場ノ生産作業ニ従事セシメ養成職種ニ
 応ジ計画のニ作業法ヲ体得セシムル様実習指導員ヲシテ指導セシ
 ムルコト

基本実習ノ例

工業薬品工ノ基本実習 (総計 一〇〇〇時間)
 内訳 基本練習 (八〇〇時間)

▲関係基本実習

(二〇〇時間)

- (一) 温度測定練習
 1 各種低温度計ノ取扱方 2 温度読ミ方 3 記録方法 4 其
 ノ他
- (二) 秤量基本練習
 1 液体、個体、気体ノ取扱方 2 秤ノ扱方 3 秤量操作
- (三) 工業薬品鑑識練習
 1 試料ノ扱方 2 色ニヨル鑑識 3 結晶形ニヨル鑑識 4 臭
 気ニヨル鑑識 5 記号ノ読ミ方 6 物理的鑑識 7 化学的鑑
 識
- (四) 比重測定練習
 1 基本操作 2 液体ノ比重測定 3 其ノ他
- (五) 化学実験
 1 薬品ノ取扱方 2 溶剤ノ取扱方 3 反応試験 4 其ノ他
- (六) 分析実習
 1 試料ノ採り方 2 用具ノ取扱方 3 定性分析 4 定量分析
- (七) 機械ニ関スル基本実習
 1 工具類ノ使用法 2 計測器ノ使用法 3 コック及弁ノ取扱
 方 4 機械取扱ノ基本操作 5 其ノ他
- (八) 電気ニ関スル基本練習
 1 電気計器ノ読ミ方 2 電気機器ノ取扱方 3 其ノ他
- (九) 製造装置取扱基本練習
 1 各種計器読ミ方 2 記録ノ取方 3 自記計器記録ノ読ミ方
 4 各配管ノ識別ト取扱方 5 各種信号ノ識別ト取扱方 6 原
 料ノ配合方法 7 製造装置ノ取扱方 8 製造装置及部分品ノ
 分解組立 9 パッキングノ入レ方 10 其ノ他

▲(十) 製品ノ取扱練習

- 1 充填方法
- 2 包装方法
- 3 容器ノ取扱方
- 4 貯蔵整頓
- 5 其ノ他

(十一) 故障処置基本練習

- 1 停電
 - 2 断水
 - 3 機械装置ノ故障
 - 4 災害
 - 5 保護具使用
- 方法 6 其ノ他

(十二) 其ノ他

七 他ノ施設ヲ利用スル養成

養成工ノ全部又ハ一部ヲ学校又ハ他ノ施設ヲ利用シテ学科又ハ基本実習ノ全部又ハ一部ヲ修習セシメントスル場合ニ於テハ利用セントスル学校又ハ他ノ施設ガ中堅職工ノ養成ニ適シ且ツ前掲五、六ニ適合スル内容ヲ有スル場合ニ限ルコト

〔四一三一—二二〕

昭和十五年五月三日職発第二百三十七号
厚生省職業部長ヨリ各地方長官各鉱山監督局長
宛

工場事業場技能者養成国庫補助ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ客年七月十八日附厚生省発職第五十七号ヲ以テ通牒相成居候処昭和十五年度ニ於テモ補助可相成候条左記事項御了知ノ上萬遺憾ナキヲ期セラレ度尚本年ヨリ新ニ工場事業場技能者養成令ヲ適用セラレタル採鉱業及化学工業ノ事業主ニ対シテハ特ニ之ガ趣旨ヲ充分徹底センメラレ度

記

一 補助金交付申請書ハ別紙様式ニ準ジ記載セシムルコト

二 教室及其ノ附属設備ニ付昭和十四年度ニ於テ補助申請ヲ為シタ

ルモ昭和十五年二月迄ニ完成セザリシヲ為補助金ノ交付ヲ受ケ得ザリシモノニ付テハ新メテ申請シ差支ナキコト

三 補助ノ対象ト為ルベキ養成指導員ノ員数ハ認可シタル養成計画ニ於ケル員数ニ依ルベキモ其ノ員数が専任指導員ニ在リテハ養成工五〇人ニ付一人実習指導員(専任ニ非ザル)ニ在リテハ一人ニ付一人ノ割合ヲ超ユル場合ニ於テハ或ハ補助セラレザルコトアルベキニ付右割合ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ必要ナル事由ヲ詳記セシムルコト

四 申請書ニ付テハ特ニ左記諸点ヲ精査シ不備ノ点ニ付テハ夫々整備セシメタル上意見ヲ附シ来ル六月十五日迄ニ進達ヲ完了スルト

(一) 専任指導員ニ付テハ専ラ養成工ノ徳性涵養、学科ノ教授又ハ実習指導ニ関スル養成ノミヲ担任スルモノナリヤ否ヤ青年学校ノ教師ヲ兼務スルモノニ付テハ何レガ其ノ主タル業務ナリヤ否ヤヲ判定スルコト

(二) 教室及其ノ附属設備ノ營繕ニ付テハ資材、労力等ノ関係ヨリ所定期日迄ニ竣工ノ見込アリヤ否ヤ尚青年学校ト兼用セントスルモノニ在リテハ其ノ利用状況等ヨリ見テ専ラ養成工ノ養成ニ使用スルモノト認メ得ルヤ否ヤ

(三) 初度調弁ニ付テハ其ノ工場又ハ事業場ノ養成設備トシテ数量、価格等適當ナリヤ否ヤ

(四) 委託養成ニ付テハ授業料又ハ交通費ノ額適當ナリヤ否ヤ及委託ヲ受クルモノノ補助対象ト委託費ノ補助対象ト重複スルコトナキヤ否ヤ

(別紙様式)

工場事業場技能者養成国庫補助金交付申請書

工場事業場技能者養成ニ関シ昭和十五年度ニ於テ国庫補助金交付相成度工場事業場技能者養成補助規則第四条ニ依リ左記事項ヲ具シ此段及申請候也

昭和 年 月 日

所在地名

工場事業場名

事業主氏名印

厚生大臣

殿

記

一、工場又ハ事業場ノ名称所在地及事業ノ種類

所在地

何々業

名称

人

二、常時使用スル年齢十六年以上ノ男子労働者ノ員数

三、昭和十五年三月一日ヨリ昭和十六年二月末日迄ノ間ニ於ケル専任指導員ノ員数及給料又ハ手当所要額

専任指導員 何人 給料 (手当) 何円 (月何円ノモノ何人何ヶ月分)

内訳別紙附表第一号ノ通

四、昭和十五年三月一日ヨリ昭和十六年二月末日迄ノ間ニ於ケル実習指導員ノ員数及手当所要額

実習指導員 何人 手当 何円 (月何円ノモノ何人、何ヶ月分、年何円ノモノ何人分)

五、昭和十五年三月一日ヨリ昭和十六年二月末日迄ノ間ニ於ケル教室及其ノ附属設備ノ営繕費並ニ之ニ伴フ初度調弁費ニ関スル事項

イ、教室及其ノ附属設備ヲ建設セントスル場所

ロ、教室及其ノ附属設備ノ構造、室数、坪数、営繕費等

初度調弁費ノ種目	数量	単価	金額	摘要
教室用机	脚	円	円	(一人用又ハ二人用等ノ區別ヲ記入ノコト)
教室用椅子	脚			"
教卓	脚			(寸法ヲ記入ノコト)
教壇	個			(寸法ヲ記入ノコト)
指導員用机	脚			
"椅子	脚			
黒板	個			(寸法ヲ記入ノコト)
製図板	個			"
計				

ホ、初度調弁費ノ額及内訳

八、平面図 別紙ノ通
 ニ、教室及其ノ附属設備ノ營繕ノ着手及完成予定年月日
 着手 昭和 年 月 日
 完成 昭和 年 月 日

營繕ノ種目	構造	室数	坪数	坪当り単価	金額	摘要
教室	木造瓦葺平家建 (二階建)	何坪ノモノ何室	坪	円	円	(収容人員及新築、増築、改築等ノ區別ヲ記入ノコト)
指導員室						
手洗場						
何々						
何々						
何々						
計						

六、養成工ノ委託ニ関スル事項

イ、養成工ヲ委託セントスル施設ノ名称及所在地

ロ、昭和十五年三月一日ヨリ昭和十六年二月末日迄ノ間ニ於テ委託セントスル養成工ノ職種別員数

何々工 何人、何々工 何人、何々工 何人
 何々工 何人、何々工 何人、計 何人
 六、同上所要経費ノ種目及額

種目	員数	単価	金額	摘要
授業料		円	円	
交通費				
計				

以上所要額合計金 円

◎記載上ノ注意

- 一、本様式中該当ナキ項目ハ記載ヲ要セザルコト
- 二、専任指導員ニ付テハ別紙附表第一号ニ依リ内訳表ヲ添付スルコト
- 三、実習指導員（専任ニ非ザル）ノ手当所要額ニハ本来ノ業務ニ対スル報酬以外ニ特ニ実習指導ヲ担任スルガ為ニ支給スルモノノミヲ記載スルコト
- 四、教室及附属設備ノ営繕並ニ初度調弁ニ付テハ昭和十四年度ニ於テ補助対象ト為リタルモノアルトキハ別紙附表第二号及第三号ニ依リ教室及附属設備調及備品調ヲ添付スルコト
- 五、教室及附属設備ヲ青年学校等ト同一建物内ニ新設セントスル場合ニ於テハ添付スベキ平面図ハ其ノ建物全般ヲ記載シ養成施設ニ付テハ朱線ヲ以テ之ガ区分ヲ明確ナラシムルコト
- 六、申請書提出後内容ニ著シキ変更ヲ生ジタルトキハ本様式ニ準ジ変更申請ヲ為スコト

(附表第一号)

専任指導員給料手当所要額内訳表

専任指導員ノ氏名	担当科目別時数	時間	給料又ハ手当ノ月額	其ノ年三月一日ヨリ翌年二月末日迄ノ所要額	摘要
			円	円	

備考

- 一、担当科目別時数ハ養成計画ニ基キ一ケ年間ノ予定ヲ記載スルコト
- 二、欠員中ノモノハ予定ニ依リ記載スルコト
- 三、手当ニ付テハ其ノ性質、名称ヲ明ニシ給料トハ別ニ記載スルコト但シ賞与ハ含まザルコト
- 四、摘要欄ニハ命免年月、昇給等ノ異動ヲ記載スルコト

(附表第二号)

教室及附属設備調

種目	室数	坪数	摘要
教室	何坪ノモノ何室	坪	収容人員 人
指導員室			
手洗場			
更衣室			
何々			

備考

- 一、本表ハ昭和十四年度ニ於テ補助対象トナリタルモノニ付記載スルコト

(附表第三号)

備品調

品目	数量	摘要
教室用机		(一人用二人用等ノ區別ヲ記載ノコト)
椅子		
教卓		
何々		

備考

一、本表ハ昭和十四年度ニ於テ補助対象トナリタルモノニ付記載スルコト

昭和十五年六月十二日職発第三百三十七号

厚生省職業部長ヨリ各地方長官各鉾山監督局長

(四一三一二三) 宛

工場事業場技能者養成学科ノ教授要目ニ関スル件

工場事業場技能者養成ニ於ケル教授学科ノ一部ニ付之ガ教授要目(細目)別冊ノ通相定メ候ニ付 部別途送付可致候条左記事項御了知ノ上貴管下当該工場事業場ニ対シ配布スルト共ニ本要目(細目)ニ準拠シ適切ナル養成ヲ為サシメ以テ所期ノ目的ノ達成ニ更ニ一段ノ御配意相成度

一 本要目(細目)ハ数学及専門作業法中旋盤作業法外十六作業法ニ付定メラレタルモノニシテ其ノ他ノ科目ニ付テハ追テ指示セラ

ルル見込ナルコト

二 教授ノ順序ハ必ズシモ本要目(細目)ニ定ムル順序ニ依ルヲ要

セズ、基本実習及応用実習トノ関係等ヲモ考慮シ適宜之ヲ定ムルコト

三 教授時数ハ標準時数ヲ示シタルモノナルヲ以テ必ズシモ之ト同

一トスル必要ナキヲ以テ適宜之ヲ定メ差支ナキコト

四 各年別ノ授業時数ハ別段ノ定アル場合ノ外ハ適宜之ヲ定ムルコト

五 養成時数短縮ノ場合ハ本要目(細目)ニ基キ適宜定ムルコト

(別冊教授要目省略)

昭和十五年七月五日丙職発第三十号

〔四一三一—二四〕

厚生省職業部長ヨリ各地方長官（東京府ハ警視
総監）各鉦山監督局長宛

工場事業場技能者養成指導員ニ関スル件

工場事業場技能者養成ニ於ケル養成指導員ノ選任及指導ニ付テハ充
分指導監督セラレ居ルモノト存ズルモ今後特ニ左記事項御留意ノ上
之ガ監督指導上遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ客年七月一日附職発第五百十五号工場事業場技能者養成指導
員報告ニ関スル件通牒ハ爾今廃止致候条御了知相成度

記

一、養成指導員ハ認可シタル養成計画ノ通り之ヲ充員セシムルコト
又選任シタル養成指導員ニ対シテハ常ニ指導ヲ加ヘ素質ノ向上ヲ
図ルコト

二、養成指導員ノ選任ニ付テハ工場事業場技能者養成計画作成要綱
ニ示サレタル資格ニ適合スル者ニ限り之ヲ選任スル様充分監督ス
ルコト

昭和十六年一月十日職発第十号

〔四一三一—二五〕

厚生省職業局長ヨリ各地方長官（東京府ハ警視
総監）各鉦山監督局長宛

工場事業場技能者養成令ノ施行ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ屢次通牒ノ次第モ有之候処尚左記事項御留意ノ
上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、特殊作業ノ養成工ニ関スル件

金属工業ニ於ケル製銃、製鋼、圧延等ノ作業ニ従事セシムル養成

工ニ付テハ令第四条第一項ノ規定ニ依ル年齢ノ者ヲ以テシテハ養
成開始困難ト認メラルルニ付之等ノ養成工ニ付テハ同条第二項ノ
規定ニ依リ年齢ノ引上ヲ許可シ差支ナキコト

前項ノ場合ニ於テハ養成上支障ナキ限り規則第十条第一項第二号
ノ規定ニ依リ養成期間ヲ短縮シ又規則第十一条第二項ノ規定ニ依
リ養成時数ノ短縮ヲ認可シ差支ナキコト

二、養成期間ニ関スル件

養成工ガ病氣其ノ他ノ事故ニ依リ引続キ四ヶ月以上養成ヲ受ケザ
リシ場合ニ於テハ其ノ年一ケ年間ハ之ヲ令第六条ノ養成期間ニ算
入セザルコトトシテ取扱フコト

三、養成状況報告ニ関スル件

規則第十九条ノ規定ニ依ル報告様式第三号ノ内「本年養成ヲ開始
セルモノ」ノ職種別員数ニ付テハ便宜合計員数ノミヲ記載セシメ
得ルコト

前項ノ場合ニ於テハ十月一日現在ニ依リ十月十五日迄ニ之ガ追加
報告ヲ徴シ同月末日迄ニ昭和十四年七月一日職発第五百十六号通
牒ニ依ル報告ヲ当局ニ提出スルコト

四、養成工ノ委託養成ニ関スル件

同一会社又ハ同一資本系統ニ属スル同種工場事業場ニシテ養成施
設完備セル一工場事業場ニ於テ合併養成スルヲ適当ト認メラルル
モノニ付テハ各工場事業場ガ数府県ニ亘リ所在スル場合ト雖モ其
ノ工場事業場ニ委託シテ養成セシメ差支ナキコト

昭和十六年四月三十日職発第三百十四号

(四一三一—二六)

厚生省職業局長ヨリ地方長官鉱山監督局長宛
工場事業場技能者養成学科ノ教授要目ニ関スル
件

標記ノ件ニ関シテハ客年六月十二日職発第三百三十七号ヲ以テ一部
通牒致置候処今般其ノ他ノ科目ニ付別冊ノ通相定メ別途 部及送
付候条左記事御了知ノ上貴管下当該工場事業場ニ対シ配布スルト共
ニ本要目ニ準拠シ適切ナル養成ヲ為サシメテ所期ノ目的達成ニ一段
ノ御配意相成度

記

- 一、本要目(細目)ハ理科、製図、材料及工業要項ニ付定メラレタルモノニシテ鉱業学科及化学工業ニ於ケル工業学科ノ教授(要目)細目ニ付テハ追テ指示セラルル見込ナルコト
 - 二、教授ノ順序ハ必ズシモ本要目(細目)ニ定ムル順序ニ依ルヲ要セズ他ノ学科目及実習トノ関係等ヲモ考慮シ適宜之ヲ定ムルコト
 - 三、教授時数ハ標準時数ヲ示シタルモノナルヲ以テ必ズシモ之ト同一トスル必要ナキニ付当該工場事業場ノ養成計画ニ基キ適宜之ヲ定メ差支ナキコト
 - 四、各年別ノ授業時数ハ別段ノ定アル場合ノ外ハ適宜之ヲ定ムルコト
 - 五、養成時数短縮ノ場合ハ本要目(細目)ニ基キ適宜定ムルコト
 - 六、工業要項ノ要目(細目)中他ノ学科目ノ要目ト重複スル題目ニ付テハ其ノ内容ヲ巧ニ按配シテ教授スルコト
- 工場事業場技能者養成教授要目(細目)
(理科、製図、材料、工業要項)

厚生省

普通学	理科教授細目
工業学	製図教授細目 材料教授細目 工業要項教授細目

理科教授細目

(教授時数五〇時間)

註()外ノ数字ハ金属機械関係養成工ニ対スル教授時間トス

()内ノ数字ハ化学、鉱業養成工ニ対スル教授時間トス

第一編 物理(教授時数七三(三九)時間)

第一章 総論(三三(三三)時間)

一・一 総論 物理学ト機械工業、単位、力、重力、質量、力ノ単位、力ノ釣合、圧力、圧力ノ強サ、比重

第二章 物性(一〇(八)時間)

二・一 固体 物質ノ三態、固体ノ弾性(流体ノ弾性ヲ含ム)フックノ定律、弾性係数、パネ、パネ秤

二・二 液体 水平面、水準器、パスカルノ原理、水圧機、重力ニヨル液体内ノ圧力、アルキメデスノ原理、物体ノ浮沈

四(三)

二・三 気 体	四(三)	大気ノ圧力、空気ノ浮力、サイフ オン吸入作用、ボイルシャルルノ 定律、圧力計、水ポンプ、空気ポン プ、空気圧縮機	六・二 カノモーメ ント	〇(二)	カノモーメント、テコ、重心、物 体ノ据り、桿秤、台秤、滑車、輪 軸、齒車
第三章 熱(一〇(八))			六・三 運 動	〇(三)	速度、加速度、慣性、カト加速度 トノ關係、作用及ビ反作用、運動 量、回転運動、遠心力
三・一 温度及ビ熱	四(三)	温度、温度計、熱量、比熱、熱容量、 熱ノ伝導、対流、幅射、発熱量	六・四 仕事及ビエ ネルギー	〇(三)	仕事量、工率、エネルギーノ種類、 エネルギーノ変遷、ネヂプレス、 ヂヤツキ
三・二 膨 張	三(一)	固体ノ膨張、気体ノ膨張、シャールノ定律	第二編 化 学(教授時数一三(一一)時間)		
三・三 状態ノ変化	三(三)	融解、凝固、気化(蒸発沸騰)、液 化、水蒸気、汽罐、温度、温度計	第一章 総 論	一(一)	化学ト機械工業
第四章 振動音(六(四))			第二章 水	二(二)	蒸溜水、硬水、軟水、水素ノ製法、 性質、及ビ工業上ノ用途
四・一 振動及ビ波 動	三(一)	振動、単振子、彈性体ノ振動、波 動	第三章 空気	二(二)	酸素(四(四))
四・二 音	三(一)	音、音波、音ノ三要素、音ノ反射、 共鳴、発音体	第四章 酸	三(二)	種類(塩酸、硝酸、硫酸、醋酸、 苛性ソーダ、苛性カリ、水酸化カ リシウム等)性質、製法及ビ工業 上ノ用途
第五章 光(八(六))			第五章 酸 及 ビ アル カリ	三(二)	
五・一 光	一(一)	光ノ反射、光ノ直進、影、光度、 照度、明ルサ	第四章 酸 及 ビ アル カリ	三(二)	
五・二 光ノ反射	二(二)	光ノ反射、平面鏡、球面鏡	第三章 酸化及ビ燃 焼	二(二)	酸化炭素ノ成生、燃料
五・三 光ノ屈折	三(二)	光ノ屈折、屈折ニヨリ起ル現象、 直角プリズム、レンズ	第二章 水	二(二)	
五・四 光学機械	三(一)	幻灯器、活動写真機、写真機、眼、 眼鏡、虫眼鏡、顕微鏡、望遠鏡	第一章 総 論	一(一)	
第六章 力及ビ運動(一〇(一〇))			第二章 水	二(二)	
六・一 カノ釣合	〇(二)	カノ三要素、カノ合成及ビ分解斜面	第三章 空気	二(二)	

五・一	元素ノ記号、分子式化学方程式	三(二)	工業上重要ナル元素ノ記号、分子式化学方程式ニヨル計算	三・三	円及ビ楕円ニ関スル画法	四	円弧ノ二等分、接線ノ引キ方楕円ノ簡單ナル画法(用語ノ説明ヲ含ム)
合計		五〇		第四章 投	象(一三)	一	
(教授時数一〇〇時間)							
第一章	製図概論及ビ用具(三)時間	一		四・一	投象ノ概念	一〇	点ノ投象、直線ノ投象、平面形ノ投象(円板)
一・一	製図ノ意義、目的	一		四・二	投象法	二	立体ノ投象(角錐)
一・二	製図用具	二	製図板、指定規、三角定規、曲線用定規、物指、分度器、コンパス、竿コンパス、比例コンパス、デバイダ、用紙及ビソノ大キサ、鉛筆、鳥口及ビペン	四・三	簡單ナル断面ノ画法		円錐及ビ角錐ノ断面
第二章 製図用文字及線(三)							
二・一	製図用文字	二	(アルファベットノ読方ヲ含ム)	第五章 機械製図(四九)		一	鉛筆引、墨入図、青写真
二・二	線ノ種類	一	線ノ種類ノ説明	五・一	図面ノ種類	六	第一角法
第三章 平面幾何画法(一二)時間							
三・一	直線及ビ角ニ関スル画法	四	幾何画法ノ概念、線分ノ二等分、線分ノN等分、角ノ二等分、垂線ノ引キ方直角ノ三等分、角ヲ移スコト(用語ノ説明ヲ含ム)	五・二	図示法	一〇	第三角法
三・二	多角形ニ関スル画法	四	正方形、正六角形、内ニ内接スル正多角形、一辺ヲ与ヘテ任意ノ正多角形ノ画法(用語ノ説明ヲ含ム)	五・三	製図法則		製図ノ尺度、断面ノ表ハシ方、線ノ使ヒ方
第四章 製図練習							
五・四	製図練習	三二					寸法記入法(JES一二条、一三条、一四条、一五条、一六条、一七条)公差及ビ嵌合ノ記入法(一〇章)仕上面ノ記号(一一章)熔接記号(JES)略図(一二章)銘記欄(摘要欄ヲ含ム)(一三章)材料記号(JES)機械要素ノ製図、軸受、調車等簡單ナル機械部分ノ製図及ビ見取

題	目	時	数	要	目
(教授時数五〇時間)					
第一章 総論(六)					
一・一 金属材料ノ種類	二			機械製作ニ用ヒル金属材料ノ種類ノ概説	
一・二 金属材料ノ諸性質	三			比重、熔融点、伝導性、硬サ、抗張力等ノ諸性質並ニソノ応用ノ概説	
一・三 我国資源ト金属材料	一			我が国ニ於ケル各種金属ノ生産量ト使用上ノ心掛	
第二章 鉄及ビ銅(一一)					
二・一 製鉄及ビ製鋼	三			製鉄及ビ製鋼法ノ概念	
二・二 鋼	四			種類、性質、用途(特殊鋼、工具鋼ヲ含ム)(日本標準規格ノ説明ヲ含ム)	
二・三 鋼材ノ加工	四			鍛造、圧延、引抜、(針金)(日本標準規格ニ依ル標準断面寸法ヲ含ム)	
二・四 鋼ノ熱処理	三			焼入、焼戻等	
第三章 非鉄金属(一一)					
三・一 銅	二			性質、用途	
三・二 銅合金	四			黄銅、青銅ノ性質用途(日本標準規格ノ説明ヲ含ム)	
三・三 軽合金	二			アルミニウム及ビマグネシウム合金ノ性質、用途	
三・四 ソノ他非鉄金属	三			鉛、錫、亜鉛、ホワイトメタル、鑛タンクステンカーバイド、ソノ他ノ性質、用途	
第四章 非金属材料(九)					
四・一 木材	一			木材	
四・二 酸素、水素、カーバイド	一			酸素、水素、カーバイド	
四・三 燃料	二			石炭、コークス、液体燃料気体燃料	
四・四 潤滑剤	二			固体潤滑剤、液体潤滑剤、切削剤	
四・五 研磨用材用	二			研磨剤、砥石車、布織、紙織	
四・六 ソノ他	一			塗料、ゴム、合成樹脂	
第五章 材料ノ無駄トソノ排除(三)					
五・一 材料ノ無駄排除ノ実例	三				
合計	五〇				
第六章 読図練習(二〇)					
六・一 読図練習	二〇			機械製図カラ逆視の見取図ノ作成、逆視の見取図カラノ機械製図ノ作成	
合計	一〇〇				

工業要項 教授細目

(教授時数一〇〇時間)

第一章 機械ノ要素(三〇)

一・一	緒論	一		一・一〇	ベルトキ ー及ビベル ト車	ノ大サノ表シ方、齒車ノ種類(平 齒車、ハスバ齒車、山形齒車、傘 齒車、ウォーム及ウォーム車) 齒 車列
一・二	ネヂ	四	縮付用ネヂ(ウイットウオースネ ヂ、メートルネヂ、管用ネヂ、動 力伝導用ネヂ(角ネヂ、梯形ネヂ) ボルト及ナット、特殊ボルト、座 金、ナットノ緩ミヲ防グ法、各種 スパナ	一・一一 一・一二 一・一三	カ ム ネ 其他ノ機 構	ベルトノ種類、ベルトノ掛ケ方ト 回転方向、ベルトノ接キ方、ベル ト車、段車ベルト車ノ直径ト回転 数、鎖ベルト、Vベルト 板カム、円筒カム バネノ種類、バネノ用途、バネ秤 クランクト連接棒、早帰り機構
一・三	ボルトナツ ト座金及ビ スパナ	二		一・一 一・二	力	速度ト加速度、直線運動(落体運 動ヲ含ム) 回転数(角速度ヲ含ム) 抛射体ノ運動
一・四	キー、コツ ク及ビピン	二	キー、コツク、ピン	二・一	緒論	力ト慣性(質量及重量ヲ含ム) 力 ノ作用ト反作用、力ノ図示、力ノ 合成ト釣合力ノ分解、力ノモーメ ント及偶力、重心
一・五	鋸及ビ鋸接 手	二	鋸、孔明ケ及ビ鋸ノ打ち方、鋸接 手ノ種類、カシメ	二・二	運 動	仕事(馬力) 動力(馬力) エネルギ 位置運動ノ エネルギ) 動力ト抵抗 エネルギ) 動力ト抵抗
一・六	軸及ビ軸受	三	軸(車軸、伝導軸、心棒) 滑り軸 受(横軸受、推力軸受、注油) 転ガリ軸受(球入軸受、コロ入軸 受) 軸受ノ与へ方	二・三	力	仕事(馬力) 動力(馬力) エネルギ 位置運動ノ エネルギ) 動力ト抵抗 エネルギ) 動力ト抵抗
一・七	軸接手	二	固定軸接手(フランジ軸接手) セ ーラー軸接手、抱締メ軸接手、筒 軸接手、焼軸接手、自在軸接手、 クラツチ(咬合クラツチ、摩擦ク ラツチ)	二・四	仕事トエネ ルギ	仕事(馬力) 動力(馬力) エネルギ 位置運動ノ エネルギ) 動力ト抵抗 エネルギ) 動力ト抵抗
一・八	摩擦車	一	摩擦車ノ直径ト回転数ノ関係、摩 擦車ノ種類、摩擦車ノ応用	二・五	摩擦ト回転 運動	摩擦角) 転り摩擦摩擦動力計、遠
一・九	齒車	四	齒車ノインポリユート齒形、齒型			

二・六	応力ト歪	五	心力ト歪、応力ノ種類、運性及彈性限界破壊応力ト使用応力(安全率ヲ含ム) 温度ノ変化ニ依ル応力	四・三	導体ト絶縁物	一	導体、電線、抵抗体、絶縁、絶縁物、絶縁耐力
二・七	梁ト柱	四	梁、梁ノ強サト剛サ、梁ノ形状ト荷重ニ依ル強サ、柱	四・四	磁石ト電磁石	一	磁石、磁性体、電流ノ磁気作用、鉄ノ磁化
二・八	軸	二	軸、軸ノ伝ヘル動力	四・五	電磁誘導	一	電磁誘導ト起電力、相互誘導、自己誘導
二・九	円筒	二	内圧ヲ受ケル円筒ノ強サ、外圧ヲ受ケル円筒ノ強サ	四・六	交流	三	交番起電力、正弦波起電力ト電流インピーダンス、三相交流、星状結線ト環状結線
第三章 工作法(五)		二	物持(種類、目盛、使ヒ方) パス(内パス、外パス、パスノ使ヒ方) ノギス(副尺ノ原理トソノ読方、使ヒ方) マイクロメータノ読方	四・七	電気測定ト計器	二	電流器、電圧器、電流、電圧、抵抗ノ測定、電力計電力ノ測定、積算電力計、電力量ノ測定
三・一	測定用器具	二	物持(種類、目盛、使ヒ方) パス(内パス、外パス、パスノ使ヒ方) ノギス(副尺ノ原理トソノ読方、使ヒ方) マイクロメータノ読方	四・八	変圧器	二	原理、構造、単相変圧器ト三相変圧器、変圧器ノ結線、取扱注意ト主ナル故障
三・二	機械工作ト金属加工	三	木型、鋳物、火造、製罐、熔接機械工作(旋盤、フライス盤、形削盤、平削盤、ボール盤又ハ研磨盤作業) 仕上及ビ組立作業	四・九	電動機トソノ取扱	五	原理、誘導電動機(籠型、巻線型) 単相誘導電動機、其ノ他ノ交流電動機、直流電動機、各種電動機ノ得失ト用途、電動機ヲ取扱始動制御、取扱上注意(主ナル故障トソノ処置)
第四章 電気工学(二五)		一	水力発電、火力発電、電池、変電(変電所、送電、配電) 電気利用	四・一〇	発電機變流装置	二	発電機ノ原理ト構造、三相発電機、電動発電機、其ノ他ノ変流装置
四・一	発電	一	水力発電、火力発電、電池、変電(変電所、送電、配電) 電気利用	四・一一	動力ト配電	一	工場事業場ニ用ヒラレル動力、力率電圧降下、配電盤、開閉器、保
四・二	電流ト電気回路	三	電流(アンペア、電流ノ作用) 電圧(ボルト、電圧ノ発生) 抵抗(オーム、オームノ法則) 電気回路(直列、並列)	四・一一	動力ト配電	一	率電圧降下、配電盤、開閉器、保
							装置(避雷器、継電器、接地)、

四・一二 電氣法規

ノ概要

一 配線（安全電流配線器具電燈ト照明）
電氣工作物規程、電氣工事人取締規程

第五章 安全教育（一〇）

五・一 災害ノ發生

ト予防

一 生活ト災害、工場事業場ニ於ケル災害ノ状況、原因ノ調査ト分類、災害ノ予防、（協力、災害ノ善後対策災害予防ニ関スル研究トソノ応用）

五・五 安全施設

二

一般心得、引火発火シ易イ物ノ取扱、消火器ノ取扱発火ノ際ノ処置）
家庭生活ノ安全心得、家庭ノ生活ノ影響ニヨル災害、余暇善用、一般心得
施設ノ安全保持、特設安全施設（安全柵囲、安全手摺、安全被覆、安全遷帶装置）、安全梯子、安全給油具、保護具（眼鏡、マスク）収塵・排氣装置、救急施設

五・二 安全工員

一 安全精神ト健康、細心ノ注意力、作業上必要ナ知識ト技能ノ体得技能ノ巧拙ト災害、經驗ト工夫

五・六 安全管理

一

組織的活動（安全組織ト制度、施設ノ改善、安全指導）安全委員会、安全委員ノ任務、安全運動（ポスター・標語、安全日、安全週間、安全ニ関スル考案ノ奨励、安全競争、安全祈願）災害予防ト産業人ノ義務

五・三 安全常識

二 危険ナ物・危険ナ個所・危険ナ場合、服装、整理整頓、掃除ノ習慣、点検（始業ノ時ノ点検、定期点検ノ申告）安全心得ノ遵守、負傷ノ手当、救護

附 工場危害、予防

並衛生規則同

施行標準

（編注 片カナに統一）

五・四 共通安全心得

三 工具ニ関スル安全心得、運搬又ハ取扱ニ関スル安全心得（目方ノ目測、重イ物ノ持方、運搬用設備ノ利用、綱ノ強サ危険ナ物ノ取扱）、共同作業ニ関スル安全心得、電氣ニ関スル安全心得、（一般心得、電線ニ関スル心得、電動機取扱心得、ヒューズ取替心得）、火災ノ原因、

昭和十六年五月二日職発第三百十八号

〔四―三―二七〕

厚生省職業局長ヨリ各地方官鈺山監督局長宛
工場事業場技能者養成令第十五条第一項ノ規定ニ依ル標記ノ件ニ関

工場事業場技能者養成令第十五条第一項ノ規定ニ依ル標記ノ件ニ関

シテハ本年度ニ於テモ補助可相成候条昭和十四年七月十八日厚生省
発職第五十七号、昭和十五年五月三日職発第二百三十七号通牒及左
記事項御了知ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度

記

一、工場事業場技能者養成令第二条第二号該当ノ工場事業場ヲ主体
トスル共同養成施設ニ付テハ特ニ其ノ必要トスル限度ニ於テ実習
教室及其ノ附属設備ノ營繕費並ニ之ガ初度調弁費ニ付テモ申請シ
差支ナキコト

二、申請書ノ作成ニ付テハ昭和十五年五月三日職発第二百三十七号
通牒別紙様式中左記諸点御留意ノコト

1、様式中「昭和十五年」トアルハ「昭和十六年」「昭和十六年」
トアルハ「昭和十七年」トナルベキモノナルコト

2、記載上ノ注意四ノ中「昭和十四年度ニ於テ」トアルハ「従前」
ト心得ベキコト

3、附表第二号及第三号ノ備考中「昭和十四年度」トアルハ「従
前」ト心得且ツ年度ヲ異ニスル毎ニ區別シ記載セシムルコト

三、申請書ヲ受理シタルトキハ充分内容ヲ調査シ夫々意見ヲ附シ来
ル六月十五日迄ニ進達ヲ完了スルコト

昭和十六年十月十日労発第八百六号

〔四一三一二八〕 労働局長、職業局長ヨリ庁府県長官、各鉱山監

督局長宛

技能競練ニ関スル件

大日本産業報国会ニ於テハ今般技能競練ニ関スル要綱ヲ決定シ十月
十日附産技発第七十八号ヲ以テ道府県産業報国会長（地方鉱山部会

長）宛之ガ実施ニ関シ協力方依頼ニ及ビタル処右ハ現下緊要ノ国家
的要請タル生産拡充ニ即応シ工場鉱山其ノ他ノ事業場ニ於ケル従業
者ヲシテ不断ニ技能ノ錬磨ニ努メシメ其ノ労働能率ノ増進ヲ図ラン
トスルモノニシテ生産ノ増強ニ資スル所不尠然モ従業者ヲシテ技能
ニ対スル関心ヲ深メ技能者トシテノ矜持ヲ自覚セシメテ技能ノ一般
的水準ヲ向上シ延テハ技能ニ対スル社会的認識ノ昂揚ニ資スル等極
メテ有意義ナル企ト被認候ニ付テハ之ガ実施ニ関シ（道府県産業報国会
ヲ指導ノ上其ノ成果ヲ充分發揮セシムル様御配意相成度

（別記）

技能競練要綱

第一 技能競練

（一）趣旨

高度国防国家ヲ建設シ而シテ東亞共栄圈ヲ確立スルタメニハ我が国
産業ノ生産性ヲ極度ニ高度化シ能率ノ急速ナル増進ヲ図ルルヲ最大ノ
急務トセネバナラヌ然モ現下労働力ノ不足ハ生産技術ノ速カナル向
上並ニ技術者ノ自覚ニ俟ツ他ハナイ

技能競練ハ此ノ現下ノ要求ニ即応センタメ執行スルモノニシテ工場、
鉱山其ノ他ノ事業場及道府県産業報国会並ニ地方鉱山部会、大日本
産業報国会中央本部ニ於テ競練ヲ行ヒ之ニ依リ勤勞者ノ技ヲ錬リ能
率ノ増強ヲ図リ以テ生産性ノ飛躍的向上ニ資セントスルモノデア
ル

（二）目的

競練ハカカル趣旨ニ則リ

（ア）技術ノ一般水準ヲ向上シ

（イ）技能ニ対スル社会的認識ヲ昂揚スルト共ニ

（ウ）勤勞者ニ誇ト名誉ヲ感ゼシメ技能ヲ通ジテ現下我が国ノ高

度国防国家建設ニ即応スル生産拡充ノ要請ニ応ヘン事ヲ目的

トスル

(三) 実施方針

右目的ヨリ次ノ如キ方針ニ依リ技能競練ヲ行フ

(ア) 単位産業報国会ニ於テ適時競練会ヲ開催シ以テ不断ニ技能ノ錬磨向上ヲ図ルコト

(イ) 技能競練大会ヲ分チ道府県大会、地方鉱山部会大会及中央大会トシ道府県大会ハ道府県産業報国会ニ於テ地方鉱山部会大会ハ大日本産業報国会地方鉱山部会ニ於テ中央大会ハ大日本産業報国会(中央本部)ニ於テ之ヲ実施スルモノトス

(ウ) 技能ニ対スル社会的認識ヲ高揚シ合セテ勤労者ニ誇ト名誉ヲ感ゼシムルタメ技能競練大会ヲ実施セントス

第二 単位産業報国会ノ行フ技能競練

(別ニ之ヲ定ム)

第三 技能競練大会

(一) 中央大会

中央大会ハ毎年一回実施スルモノトス

本年度ニ於ケル中央大会ハ次ノ如クシテ実施セントス

(1) 対象

道府県大会又ハ地方鉱山部会大会ニ於テ選抜セラレタル左ノ資格ヲ有スル産業報国会員ヲ対象トス

(ア) 修熟者

経験五年以上ニシテ二五才以上四十才以下出場工場ニ三年以上勤務セル者但シ写真、ミシン、タイプライター、製靴ニ付テハ同一工場ニ二年以上勤務スルモノトス(経験年数ヲ問ハズ年齢ニ制限ナシ)尚採炭、採鉱ニ付テハ各地方鉱山部会ノ承認スル経験者ヲ以テ出場資格トス(中央ニ於テ年齢、経験

年数、同一鉱山在籍期間ニ付制限ヲ設ケズ)

(イ) 養成工並ニ之ニ準ズル青年工

経験三年以下二十才以下ニシテ出場工場ニ二年以上勤務セルモノ

(ウ) 本年度ノ養成工並ニ之ニ準ズル青年工ノ競練ハ技能者養成令若クハ青年学校令ニ依リ養成セラレシ青年工ニ限り之ヲ行ヒ速成工其ノ他転職等ニ依ル青年工ハ之ヲ認めズ但シ右原則ニシテ業種別、職種別ニ依ツテ変更スルコトヲ得

(2) 地域予選大会ノ構成

種目ニ依リ地域予選大会ヲ行フ場合ニ於テハ左ノ構成ニ依ルモノトス

(ア) 北海道地域予選大会

北海道全道

(イ) 東北地域予選大会

青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

(ウ) 関東地域予選大会

茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川

(エ) 北陸地域予選大会

新潟、富山、石川、福井、長野

(オ) 中部地域予選大会

山梨、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀

(カ) 関西地域予選大会

京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

(キ) 四国、中国地域予選大会

鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

(ク) 九州地域予選大会

福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) 機関

本大会ニ左ノ機関ヲ有ス

- 一 参与会
- 二 幹事会
- 三 中央審査委員会
- 四 事務局
- 五 職種別専門委員会
- 六 指導委員会

本大会ニ左ノ役員ヲ置ク

- (ア) 総裁 一名
- (イ) 会長 一名
- (ウ) 副会長 三名
- (エ) 参与 若干名
- (オ) 幹事 若干名
- (カ) 職種別専門委員 若干名
- (キ) 指導委員 若干名
- (ク) 中央審査委員 若干名
- (ケ) 審査部員 若干名
- (4) 執行

一、方法

- (ア) 単独競練 一名以上三名以内
- (イ) 団体競練 二名以上五名以内

二、段階

- (ア) 単位産報会 (イ) 地方産報会
 - (ウ) 地域予選大会 (エ) 中央大会
- 但シ種目ニヨリテ右段階ノ順序ヲ経ザルモノアリ

三、種目

種目ハ全産業ニ及ボスベキヲ本位トスルモ本年ハ左ノ種目ニ限定

セリ

- (ア) 鉱山
 - 採炭 (修熟者ニ対シ団体ニ付)
 - 採鉱 (同 右)

- (イ) 金属
 - 製造 (修熟者ニ対シ団体個人ニ付)
 - 旋盤 (修熟者ニ対シ団体個人ニ付、養成工ニ対シ団体ニ付)
 - 仕上 (同 右)
 - 写真 (修熟者ニ対シ個人ニ付)
 - ミシン (修熟者ニ対シ団体ニ付)

- (ウ) 被服
 - 製靴 (同 右)

- (エ) 汽罐 投炭 (修熟者ニ対シ個人団体ニ付)
- (オ) 事務 タイプライター (修熟者ニ対シ個人ニ付)

四、課題

- (ア) 国民常識 技能者トシテ関連アルモノヲモ考慮スルヲ要ス
- (イ) 技術常識 養成工ト熟練工トノ実状ヲ考慮ス
- (ウ) 専門技術 設備ト照合シテ課題ヲ考慮スルコト

五、設備

- (ア) 既設設備
- (イ) 模擬設備

設備ハ専門校、指導所、工場等並ニ模擬設備ヲ併用シ實際生産ニ準ル業種ノ全部或ハ一部分ノ競練ヲナス

(5) 審査

審査ハ所定ノ基準ニ種目別ノ細則ニ依ツテ審査ス

一、対象

- (ア) 課題ノ出来栄
- (イ) 機械、設備、其ノ他所用品ノ扱ヒ方

(ウ) 所定時間

(エ) 競練中ノ態度

(オ) 経歴並ニ健康状態

二、機 関

(ア) 職種別審査部会

所定ノ審査並ニ審査上必要ノ書類ヲ添へ中央審査委員会ニ申告ス

(イ) 中央審査委員会

審査ノ基準ニ依リ部会ノ申告ヲ審査決定ス

三、方 針

審査ハ左ノ方針ニ依ツテナス

(ア) 審査部員ハ各部ノ競練、筆記試験、其ノ他ニ誤ナカラシムルノ責任ヲ有ス

(イ) 審査ノ決定ハ審査委員会以外之ヲ認メザルコト但シ止ムヲ得ザル場合ハ審査部会ニ於テ代行スルコトヲ得

(ウ) 競練者ノ審査ニ対シテハ必ず審査番号ヲ以テナスコト

(6) 表 彰

表彰ハ審査ノ決定ニ従ヒ左ノ表彰ヲナス

一、対 象

(ア) 単 独 賞

(イ) 団 体 賞

二、種 類

(ア) 総 裁 賞 (厚生大臣)

(イ) 会 長 賞 (本部部长)

(ウ) 副 賞 (業界、学界、言論界)

(7) 費 用

大日本産業報国会技能競練年度予算ヲ以ツテス

(一) 道府県大会、地域予選大会及

地方鉱山部会大会

道府県地域及地方鉱山部会ノ競練ハ中央競練大会ノ方針ニ準拠シテ之ヲ為ス

技能競練執行要旨

一、実施予定期日

(ア) 道府県大会

昭和十六年十一月末日迄

(イ) 地方鉱山部会大会

昭和十七年二月中旬迄

(ウ) 八地域ノ予選大会

昭和十七年二月中旬迄

(エ) 中央大会

昭和十七年二月下旬ヨリ

(但シ投炭ハ十一月中旬)

二、補 助 金

(ア) 府県産業報国会主催技能競練大会実施府県ニ対シ一區毎ニ三〇〇円ヲ補助ス

尚施行一方式実施ニ対シテハ一區毎ニ左ノ如ク補助ス

鑄 造 修熟者個人 一四〇円

旋 盤 修熟者個人 一四〇円

養成工団体 一四〇円

仕 上 修熟者個人 八〇円

養成工団体 八〇円

写 眞 四〇円

ミ シ ン 五〇円

製 靴 支給セズ

投 炭 五〇円

タイプライター 四〇円

但シ一区ハ原則トシテ一府県ヲ単位トスルモ多数会員ヲ有スル左記各道府県ハ左ノ如ク数区ト看做シ補助金ヲ交付ス

東京 四区
大阪 三区
福岡 三区
愛知 三区
北海道 二区
兵庫 二区
神奈川 二区

地方鉱山部会ニ対スル補助金ノ件ハ追テ之ヲ定ム

三、競練種目、方式ノ段階並ニ府県選出人員

競練ハ八地域ノ予選大会及中央大会ヲ行フモ地域予選大会ヲ行ハズ直チニ中央大会ニ到ルモノ並ニ各工場産業報国会ヨリ直接中央大会ニ参加スルモノトノ三ツニ之ヲ分ケ鉱山ニ於テハ単位産業報国会ヨリ地方鉱山部会ヲ経テ中央大会ニ到ルモノトシ所属種目ハ各左記ノ如クナル

(ア) 単位産報会 — 府県産報会 — 地域予選大会 — 中央大会

ニ從フモノ

種目	競練方式	選出人員
鑄造	修熟者団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
	修熟者個人	三名
旋盤	修熟者団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
	修熟者個人	三名
仕上	修熟者個人	三名
	養成工団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
	養成工団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
	養成工団体	一組(四名、他ニ補欠一名)

(イ) 単位産報会 — 府県産報大会 — 中央大会ノ順序ニ依リ行フモノ

種目	競練方式	選出人員
写図	修熟者個人	一名
ミシン	団体	一組(三名)
投炭	個人	団体 二名
タイプライター	個人	一名

(ウ) 単位産報会 — 中央大会ニ行フモノ

種目	競練方式	選出人員
製靴	修熟者団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
採炭	修熟者団体	一組(四名、他ニ補欠一名)
採鉱	修熟者団体	一組(四名、他ニ補欠一名)

(エ) 単位産報国会 — 地方鉱山部会 — 中央大会ノ順序ニ依リ行フモノ

種目 競練方式 選出人員(地方鉱山部会ヨリ選出)

採炭 修熟者団体 一組(四名、他ニ補欠一名)

採鉱 修熟者団体 一組(四名、他ニ補欠一名)